

令和4年10月

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和4年10月5日 開会

令和4年10月5日 閉会

鈴鹿亀山地区広域連合議会

鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会会議録

令和4年10月5日鈴鹿市議会全員協議会室において鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開く。

1 出席議員

1 番	高橋 さつき	2 番	市川 昇
3 番	船間 涼子	4 番	草川 卓也
5 番	池上 茂樹	6 番	福沢 美由紀
7 番	森 喜代造	8 番	中島 雅代
9 番	水谷 進	11 番	森 美和子
12 番	山口 善之		

1 欠席議員

10 番	中村 浩
------	------

1 出席者の職氏名

広域連合長	末松 則子
副広域連合長	櫻井 義之
代表監査委員	国分 純
会計管理者	川出 喜則
事務局長	真置 寿子
総務課長	宮村 信廣
介護保険課長	中条 裕
総務課副参事兼 鈴鹿亀山消費生活センター所長	川村 敏正
総務課副主幹	中島 弘貴
介護保険課主幹兼管理グループリーダー	伊藤 淳
介護保険課主幹兼認定グループリーダー	中川 陽亮
介護保険課副参事兼給付グループリーダー	岡田 千麻子
介護保険課副参事兼指導グループリーダー	岩田 泰司

1 議会書記

1 会議の事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 6号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 8号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算(第1号)

議案第 9号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第10号 鈴鹿亀山地区広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について

日程第 5 一般質問

午前10時00分 開 会

○議長（山口善之 議員）

皆様、おはようございます。

それでは、ただいまから、令和4年10月の鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

本日の議事日程は、過日送付いたしましたとおりでございますので、御了承、お願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第35条の規定により、議長において、市川昇議員、水谷進議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口善之 議員）

ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、諸般の報告をいたします。

本日の議案説明員の職・氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたから、御了承願います。

次に、令和4年度定期監査結果報告書及び例月出納検査の結果をお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

次に、日程第4、議案第6号「令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第10号「鈴鹿亀山地区広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（末松則子 君）

皆様、おはようございます。本日は、鈴鹿亀山地区広域連合議会の10月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本会議に提出をいたしております議案について説明申し上げます。

なお、議案の概略を私から説明させていただき、決算予算議案の詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので御了承賜りたいと存じます。

まず、議案第6号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。

決算書の2ページから3ページを御覧ください。

歳入でございますが、歳入総額は前年度と比較して6.1%増の2億8,903万2,752円となっております。

続きまして、4ページから5ページを御覧ください。

歳出でございますが、歳出総額は前年度と比較して6.1%増の2億8,899万8,752円となっております。また、一般会計における収支は、歳入歳出差引額3万4,000円となっております。

次に、議案第7号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。

決算書の26ページから27ページを御覧ください。

歳入でございますが、歳入総額は前年度と比較して1.5%増の194億1,139万8,271円となっております。

続きまして、28ページから29ページを御覧ください。

歳出でございますが、歳出総額は前年度と比較して2.2%増の190億2,540万345円となっており、その90.0%を保険給付費が占めております。また、介護保険事業特別会計における収支は、歳入歳出差引額3億8,599万7,926円となっております。

続きまして、補正予算書の1ページ、議案第8号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正額は第1条で歳入歳出それぞれ117万8,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億8,323万円にしようとするものでございます。

続きまして、補正予算書の19ページ、議案第9号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出それぞれ2億1,160万8,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ202億4,752万2,000円にしようとするものでございます。また、第2条で介護保険認定調査事務委託料の債務負担行為を設定しようとするものでございます。

続きまして、議案書3ページを御覧ください。

議案第10号 鈴鹿亀山地区広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について、説明申し上げます。

長期継続契約は債務負担行為によることなく複数年度にわたる契約を締結できる制度ですが、本広域連合において地方自治法に基づき、物品の借り入れまたは役務の提供を受ける契約について長期継続契約を締結できるよう本条例を制定するものでございます。

以上が、本会議に提出しております5議案の概要でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山口善之 議員）

総務課長。

○総務課長（宮村信廣 君）

おはようございます。それでは、議案第6号から議案第9号までについて補足説明をいたします。

まず、議案第6号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、決算書8・9ページの事項別明細書をお開き願います。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金1億4,876万5,820円は、広域連携事務、消費者行政事務及び介護保険事務に対する負担割合に基づいた両市からの負担金で、その内訳は、鈴鹿市が1億1,172万4,327円、亀山市が3,704万1,493円でございます。

次に、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金9,230万6,005円は、低所得者保険料軽減事業に伴う国の負担金でございます。

次に、第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金4,615万3,002円は、低所得者保険料軽減事業に伴う県の負担金でございます。

第2項県補助金，第1目民生費県補助金6万2,000円は，利用者負担の軽減を図るための低所得者等対策費補助金でございます。

第2目商工費県補助金171万3,800円は，消費者行政強化事業費補助金でございます。

続きまして，10・11ページを御覧ください。

第4款繰越金，第1項繰越金，第1目繰越金2万3,000円は，前年度の繰越金でございます。

次に，第5款諸収入，第2項雑入，第1目雑入9,125円は，会計年度任用職員にかかる社会保険料精算分等でございます。

以上，歳入合計は2億8,903万2,725円でございます。

続きまして，12・13ページを御覧ください。

一般会計の歳出につきまして，主なものを説明申し上げます。

第1款議会費の支出済額は53万7,186円で，第1項議会費，第1目議会費のうち主なものといたしまして，第1節報酬39万1,600円は，広域連合議会の定例会，臨時会及び議会運営連絡会議にかかる議員報酬でございます。

次に，第2款総務費の支出済額は7,243万8,689円で，第1項総務管理費，第1目一般管理費のうち主なものといたしまして，第10節需用費85万1,072円は，消耗品費，広域連合広報発行にかかる印刷製本費等でございます。

第11節役務費213万7,543円は，光アクセス回線番号連携サーバー等の回線使用料を含む電話料等でございます。

第12節委託料791万6,174円は，文書管理や財務会計システム，番号連携サーバーの保守管理等の電算委託料，シルバー人材センターへ委託しております文書集配業務等の委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料790万6,559円は，広域連合事務所，公用車駐車場の土地家屋借上料と，財務会計システム等の機器材等借上料等でございます。

続きまして，14・15ページを御覧ください。

第18節負担金補助及び交付金5,250万2,428円は，事務局長及び総務課職員の人件費等負担金等でございます。

次に，第2目企画費62万7,465円のうち主なものといたしまして，第10節需用費50万6,883円は，消耗品費，燃料費，広域連合広報発行にかかる印刷製本費等でございます。

続きまして，第3款民生費の支出済額は，1億8,465万10円で，主なものといた

しまして、第1項社会福祉費、ページをめくっていただきまして、第2目介護保険費1億8,461万2,010円は、低所得者保険料軽減事業に伴う介護保険事業特別会計への繰出金でございます。

次に、第4款商工費の支出済額は3,134万9,867円で、これは消費生活センターの運営費でございます。

第1項商工費、第1目商工総務費のうち主なものといたしまして、第2節給料698万400円は、消費生活相談員給料でございます。

第3節職員手当等149万555円は、消費生活相談員の期末手当、通勤手当等の各種手当でございます。

第4節共済費165万8,105円は、消費生活相談員にかかる三重県市町村職員共済組合負担金等でございます。

第7節報償費42万円は、月1回開催しております法律相談にかかる弁護士報酬でございます。

続きまして、18・19ページを御覧ください。

第10節需用費106万1,584円は、消耗品費、消費生活センターだより発行にかかる印刷製本費、光熱水費等でございます。

第11節役務費80万8,238円は、電話料、消費生活センター移転に伴う引っ越し荷物の運搬料等でございます。

第12節委託料611万6,595円は、消費生活センター移転に伴う改修費用等でございます。

第13節使用料及び賃借料152万5,414円は、消費生活センターの賃料及びコピー機の借上料でございます。

第17節備品購入費60万5,000円は、消費生活センター移転に伴う備品購入に伴う費用でございます。

第18節負担金補助及び交付金1,061万7,996円は、消費生活センター職員の人件費等負担金等でございます。

次に、第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目償還金2万3,000円は、低所得者等対策費県補助金の令和2年度分の返還金でございます。

続きまして、20・21ページを御覧ください。

第6款予備費でございますが、充用はございません。

以上、歳出合計は2億8,899万8,752円でございます。

以上が、一般会計歳入歳出決算の補足説明でございます。

続きまして、議案第7号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

32・33ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料の収入済額は44億7,115万942円で、これは65歳以上の方の保険料でございます。なお、保険料全体の収納率は97.4%で、前年度より0.3%増でございました。

また、不納欠損額は2,603万8,337円で、徴収権の消滅時効に至った保険料につきまして不納欠損として処分いたしましたところでございます。なお、収入未済額は9,583万213円となっております。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金27億2,723万7,627円は、両市からの負担金で鈴鹿市が20億7,733万6,900円、亀山市が6億4,990万727円でございます。

次に、第3款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目総務手数料2,450円は、保険料の督促手数料でございます。

次に、第4款国庫支出金40億3,569万3,757円は、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金32億5,704万6,150円と、第2項国庫補助金、ページをめくっていただきまして、第1目調整交付金4億2,457万1,000円。

第2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）分が1億1,518万4,600円。第3目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）分でございますけれども、1億8,661万8,007円。第4目保険者機能強化推進交付金2,559万3,000円。第5目介護保険保険者努力支援交付金2,227万5,000円。第6目総務費国庫補助金400万円。第7目介護保険災害等臨時特例補助金40万6,000円でございます。

続きまして、36・37ページを御覧ください。

第5款支払基金交付金47億7,584万1,308円は、社会保険診療報酬支払基金からの第2号保険者である40歳から65歳未満の方の保険料納付分で、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金46億3,012万6,463円と、第2目地域支援事業支援交付金1億4,571万4,845円でございます。

次に、第6款県支出金26億8,247万3,378円は、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金25億1,717万4,000円と、第2項県補助金、第1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）分が7,199万375円と、第2目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）分が9,330万9,003円でございます。

続きまして、38・39ページを御覧ください。

第8款繰入金1億9,671万3,428円は、第1項一般会計繰入金、第1目低所得者保険料軽減事業繰入金1億8,461万2,010円は、低所得者保険料軽減事業に伴う一般会計からの繰入金でございます。

第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金1,210万1,418円は、地域支援事業費不足に伴う介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

次に、第9款繰越金5億1,491万4,006円は、前年度の繰越金でございます。

次に、第10款諸収入737万1,375円は、第1項延滞金及び加算金及び過料、第1目第1号被保険者延滞金112万510円は、第1号被保険者の保険料納付遅延にかかる延滞金でございます。

第2項雑入、ページをめくっていただきまして、第1目返納金562万7,794円は、介護給付費返納金等でございます。第2目雑入40万2,036円は、生活保護受給者介護認定料等でございます。第3目第三者納付金22万1,035円は、交通事故等によって生じた保険給付にかかる損害賠償金でございます。

以上、歳入合計は194億1,139万8,271円でございます。

続きまして、42・43ページを御覧ください。

歳出でございます。

第1款総務費の支出済額は4億1,361万2,190円で、そのうち第1項総務管理費、第1目一般管理費は3億1,730万1,752円で、主なものといたしまして、第1節報酬211万5,260円は、介護保険課パートタイム会計年度任用職員の報酬等でございます。

第2節給料1,533万8,939円は、介護保険課フルタイム会計年度任用職員の給料でございます。

第3節職員手当等385万5,692円は、介護保険課フルタイム会計年度任用職員の通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等でございます。

第4節共済費373万7,996円は、会計年度任用職員にかかる三重県市町村職員共済組合負担金等でございます。

続きまして、44・45ページを御覧ください。

第11節役務費1,112万5,826円は、郵便料のほか介護保険システム回線使用料を含む電話料等でございます。

第12節委託料9,212万7,303円は、介護保険システム保守管理、事務処理作業等の電算委託料、介護保険料賦課徴収業務委託料等でございます。

第18節負担金補助及び交付金1億8,227万6,908円は、介護保険課職員の人件費等

負担金等でございます。

ページをめくっていただきまして、次に、第2項介護認定審査会費は9,425万7,770円で、第1目介護認定審査会費のうち主なものといたしまして、第1節報酬2,343万9,200円は、介護認定審査委員の報酬でございます。

第18節負担金補助及び交付金273万2,800円は、両市医師会に対する介護認定適正化事業にかかる交付金でございます。

次に、第2目認定調査等費のうち主なものといたしまして、第11節役務費3,990万6,054円は、郵便料のほか主治医意見書作成手数料でございます。

第12節委託料2,205万1,500円は、要介護認定訪問調査委託料等でございます。

次に、第3項趣旨普及費、ページをめくっていただきまして、第1目趣旨普及費205万2,668円のうち、第10節需用費189万5,507円は介護保険PRパンフレットにかかる印刷製本費でございます。

次に、第2款保険給付費の支出済額は、171億2,227万2,923円で、前年度と比較をいたしますと1.8%に当たります2億9,612万3,984円の増加となっております。

第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス等諸費166億5,864万3,255円は、備考欄にあります各サービス等にかかる給付費でございます。

続きまして、50・51ページを御覧ください。

第2目審査支払手数料1,359万2,928円は、三重県国民健康保険団体連合会に対します介護報酬審査支払手数料でございます。

第3目高額介護サービス等費3億9,835万4,152円は、低所得者世帯に対する高額介護サービス費でございます。

第4目高額医療合算介護サービス等費5,168万2,588円は、低所得者世帯に対する高額医療合算介護サービス費でございます。

次に、第3款地域支援事業費の支出済額は10億3,802万5,806円で、第1項地域支援事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費のうち主なものといたしまして、第18節負担金補助及び交付金5億525万8,425円は、備考欄の各種介護予防・日常生活支援総合サービス事業のサービス費として主に三重県国民健康保険団体連合会へ支払ったものでございます。

ページをめくっていただきまして、次に、第2目一般介護予防事業費として第12節委託料3,257万6,811円は、備考欄の各事業実施に伴う両市及び地域包括支援センターへの委託料でございます。

次に、第3目包括的支援事業・任意事業費4億9,776万8,928円のうち主なものと

いたしまして、ページをめくっていただきまして、第12節委託料4億9,298万8,423円は、備考欄の包括的支援事業や家族介護支援事業費等の実施に伴う両市及び地域包括支援センターへの委託料のほか、給付費通知作成作業委託料等でございます。

次に、第5款諸支出金4億5,148万9,426円は、ページをめくっていただきまして、第1項基金費、第1目介護給付費準備基金費2億630万6,966円は、保険料余剰金を介護給付費準備基金へ積み立てたものでございます。

第2項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者過年度保険料還付金711万4,890円は、第1号被保険者過年度保険料の還付金でございます。第2目償還金2億3,806万7,570円は、国庫支出金等の過年度分返還金でございます。

次に、第6款予備費につきましては、充用はございません。

以上、歳出合計は190億2,540万345円でございます。

以上が、介護保険事業特別会計歳入歳出決算の補足説明でございます。

続きまして、議案第8号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算(第1号)の補足説明をいたします。

補正予算書の10・11ページをお開き願います。

歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金1,838万5,000円の増額は、本広域連合に対します訴訟の提起及び低所得者保険料軽減事業の過年度精算に伴う増額、また重層的支援体制整備事業費にかかる市負担金につきまして、介護保険事業特別会計ではなく一般会計で直接受け入れるように修正することに伴う増額でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金48万4,000円の増額は、低所得者保険料軽減事業の過年度精算に伴う増額でございます。

次に、第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金24万2,000円の増額につきましても、低所得者保険料軽減事業の過年度精算に伴う増額でございます。

続きまして、12・13ページをお開きください。

第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金6万6,000円の減額は、前年度からの繰越金が確定したことに伴う減額でございます。

次に、第6款繰入金、第1項特別会計繰入金、第1目介護保険事業特別会計繰入金1,786万7,000円の減額は、重層的支援体制整備事業費に係る市負担金を直接一般会計で受け入れることに伴う減額でございます。

続きまして、14・15ページをお開きください。

歳出でございます。

第2款総務費，第1項総務管理費，第1目一般管理費27万5,000円の増額は，本広域連合に対して訴訟が提起されたことに伴う費用にかかる増額でございます。

次に，第3款民生費，第1項社会福祉費，第1目老人福祉費は，重層的支援体制整備事業費にかかる市負担金を直接一般会計で受け入れることに伴う財源更正でございます。

第2目介護保険費96万9,000円の増額は，歳入で受け入れました低所得者保険料軽減強化にかかる負担金を介護保険事業特別会計に繰り出すことに伴う増額でございます。

続きまして，16・17ページをお開きください。

第5款諸支出金，第1項償還金及び還付加算金，第1目償還金6万6,000円の減額は，前年度国庫支出金等の精算額確定に伴う減額でございます。

以上が，一般会計補正予算（第1号）の補足説明でございます。

続きまして，議案第9号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

28・29ページをお開き願います。

歳入でございますが，第2款分担金及び負担金，第1項負担金，第1目市負担金1,790万5,000円の減額は，重層的支援体制整備事業費にかかる市負担金につきまして介護保険事業特別会計ではなく一般会計へ直接受け入れるように修正することなどに伴う減額でございます。

次に，第5款支払基金交付金，第1項支払基金交付金，第1目介護給付費交付金8,803万9,000円及び第2目地域支援事業支援交付金706万円の減額は，前年度超過交付分を繰り越し現年度交付分との相殺により精算することによる減額でございます。

続きまして，30・31ページを御覧ください。

第8款繰入金，第1項一般会計繰入金，第1目低所得者保険料軽減事業繰入金96万9,000円の増額は，当該繰入金を一般会計から新たに繰り入れることに伴う増額でございます。

次に，第8款繰入金，第2項基金繰入金，第1目介護給付費準備基金繰入金6,035万5,000円の減額は，前年度精算確定に伴う保険料不足分精査による減額等によるものでございます。

次に，第9款繰越金，第1項繰越金，第1目繰越金3億8,399万8,000円の増額は，

前年度からの繰越金が確定したことによる増額でございます。

続きまして、32・33ページをお開きください。

歳出でございます。

第2款保険給付費につきましては、歳入で申しあげました支払基金交付金の相殺による財源更正でございます。

続きまして、34・35ページをお開きください。

第3款地域支援事業費についても同じく支払基金交付金の相殺による財源更正でございます。

次に、第5款諸支出金、第1項基金費、第1目介護給付費準備基金408万5,000円の増額は、前年度の財源精算に伴い保険料充当残額等を基金に積み立てることによる増額でございます。

続きまして、36・37ページをお開きください。

第2項償還金及び還付加算金、第2目償還金2億2,539万円の増額は、前年度国庫支出金等の超過交付分を精算により返還することによる増額でございます。

次に、第3項繰出金、第1目他会計繰出金1,786万7,000円の減額は、重層的支援体制整備事業費分の市負担金を直接一般会計で受け入れることに伴う減額でございます。

続きまして、38・39ページをお開きください。

介護保険認定調査事務委託料につきましては、限度額は4,448万4,000円、期間が令和4年度から令和5年度までとする債務負担行為を追加するものでございます。

以上が、介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明でございます。

議案第6号から議案第9号までの補足説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口善之 議員）

説明が終わりました。議案第6号から第10号までの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案質疑に当たりましては、一問一答方式で、質疑時間は答弁を含め30分以内ですので、厳守いただきますようお願いいたします。

また、議案質疑でございますので、質疑に当たっては自己の意見を述べることなく、質疑の範囲が議題外にわたることのないよう注意をいただくとともに、議案番号を述べた上で質疑いただくよう、重ねてお願いいたします。

それでは、通告に従い高橋さつき議員から発言を許します。

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

高橋です。御説明ありがとうございます。よろしくお願いします。

議案第7号 令和3年鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質問いたします。

まず1つ目が、歳出の第3款地域支援事業費、第1項地域支援事業費について質問いたします。

不用額が大きいことが気になったのですが、中でも介護予防・生活支援サービス事業費の委託の決算額が少ないのですが、予算額が1,405万円に対して決算額が54万円となって不用額が約1,351万円と多くなっているんですけど、その要因を教えてくださいませんか。お願いします。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、私からは、高橋さつき議員の介護保険事業特別会計の地域支援事業費についての御質疑につきまして説明申し上げます。

地域支援事業費のうち介護予防・生活支援サービス事業費についてでございますが、令和3年度の予算額6億713万1,000円、決算額5億748万8,667円、不用額9,964万2,333円でございます。

この要因としましては、本広域連合が所管する通所型サービスでは令和3年度の介護報酬の改定による介護予防・生活支援サービス事業費の増加、新型コロナウイルス感染症の予防接種等によりコロナ禍においても利用者の増加が見込まれると考え予算を計上しましたが、令和2年度と比べ利用件数の減少が見られ、当初の計画を下回ったことから不用額が多くなりました。また、鈴鹿市・亀山市に委託しております訪問型サービス・通所型サービスでは、コロナ禍で事業の実施が進まずサービスの利用につながらなかったことによるものです。

次に、一般介護予防事業費についてでございますが、令和3年度の予算額7,255万9,000円、決算額3,276万8,211円、不用額3,979万789円でございます。この要因

としましては、鈴鹿市・亀山市に委託しております介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業の全てにおいてコロナ禍で参加者が対面する介護予防教室や地域でのサロン等の開催が、当初の計画どおりに実施できなかったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

コロナだけワクチンを打ったから増えるかと思っていただけ、そういうふうにならなかったというふうにおっしゃったかと思うんですけど。

私、特に気になったのが介護予防・生活支援サービス事業費の委託の金額のところなんです、一番コロナがひどかった令和2年度の決算も予算額が573万円に対して決算額が20万で。今度、この令和3年度はその令和2年の3倍近い予算をつけて決算が54万円になってますので、この見込み額がすごく大きいのかなと感じたのですがどうなんでしょう。前年度が573万円の予算額で決算が20万です。今回、この令和3年度がさらに20万しか決算額がないんですけど、予算が約1,405万円、3倍近くなってるんですけど、この辺は何か理由があったのかなと思うんですが、どうなんでしょう。お願いします。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

先ほどの質問についてお答えさせていただきます。

第8期の昨年度は介護保険事業計画の初年度でございますが、こちらの計画の中でも事業所数も増える見込みでこちらの予算額を立てておりまして。こちらの事業所数についても思ったよりも増えなかったというところが原因の1つでございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

じゃあ、利用者さんが増えなかったっていうことかもしれないですけど、思った以上に受けていただく事業者さんもそれ以上に少なかったという形でよかったですか。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

はい。おっしゃるとおりでございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

ありがとうございます。分かりました。

2番のほうにいかせていただきます。基金について質問させていただきます。

令和3年度の出納整理期間中の2億630万6,966円の積み立てで基金のほうは約22億2,126万円となるということですが。今回8期の計画の1年目が終わって、今ずっと増え続けているのはどういった理由なのでしょう。教えていただけますか。お願いします。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、高橋議員の介護保険事業特別会計の介護給付費準備基金についての御質疑につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入歳出決算書の62ページの財産に関する調書2基金の備考3に記載のと

おり、介護給付費準備基金の令和4年5月末現在の残高につきましては、令和3年度の出納整理期間である令和4年4月1日から5月31日までの期間に、2億630万6,966円の積み立てと、1,210万1,418円の繰り入れを実施した結果として22億2,126万3,914円の残高となっております。

積立額の2億630万6,966円につきましては、令和2年度において発生しました保険料の保険給付費等への充当残額でございますが、令和3年度の10月に補正予算において積み立てに必要な予算を計上した後に充当したものでございます。

次に、繰入金の1,210万1,418円につきましては、令和3年度において国の基準額を越えて事業を実施したことに伴い発生した不足分を補うため、基金から繰り入れたものでございます。

要因としましては、包括的支援事業、任意事業において令和3年度から包括支援センターの常設に伴う委託料の増加で、これは第8期介護保険事業計画において基金からの繰り入れを想定している事業でございます。

なお、令和3年度決算に伴う保険料の保険給付費等への充当残6,331万5,507円につきましても、本定例議会にて積み立てに必要な歳出予算の補正をお願いしているところでございます。

なお、基金の残高を大幅に押し上げた約2億円の積み立てにつきましては、第7期の計画期間の最終年度に発生した保険料の充当残によるものでございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

先ほど最後におっしゃった基金の残高を大幅に押し上げたと言われたこの2億円の積み立てに関してとか、この納めるほう自体は生活がすごく今、物価高騰で大変になってきているんですけど、この増えた基金は今8期の計画途中ではありますけれど最終年度に当たる来年度の予算とか反映する予定とか、そういうのはあるんでしょうか。お願いします。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

議員が先ほどおっしゃいました保険料につきましては、この介護保険事業計画分3年間の支出及び収入の状況を勘案して保険料を設定することになっております。ですので、来年度第9期の介護保険事業計画の策定年でございますので、そちらのほうで介護保険の給付の見込みとかその辺りの状況を加味しまして第9期の保険料の設定を考えるということでございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

では、9期のときまでそれに対しては触れないということですかね。9期のことを決めるのに増えた分は、今は計画途中では触れないということによかったですか。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

第8期の介護保険事業計画の中でこの間の保険料については決められておりますので、次の第9期の介護保険事業計画策定の際にそちらを考慮させていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

じゃあ9期の計画のときまで触れないということが分かりました。

3番目のほうにいきます。特定入所者介護サービス費について質問いたします。意見書のほうの17ページにも載っているんですけど、特定入所者介護サービス

費の令和2年度と比較したところで17%減っているんです。データでも食費と居住費の予防給付と介護給付とも令和2年度に比べて大きく減っているんですけど、この要因となったものを教えてください。お願いします。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、議員の介護保険事業特別会計の保険給付費のうち、特定入所者介護サービス費についての御質疑につきまして説明申し上げます。

特定入所者介護サービス費は、市民税非課税世帯の方で介護保険負担限度額認定をお持ちの方に対し、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護保険施設の入所やショートステイを利用するときの食費や居住費、滞在費の負担を軽減するために現物給付を行うものでございます。

令和3年度の特定入所者介護サービス費の実績としましては、食費では予防給付・介護給付を合わせて給付件数1万4,065件、給付額2億3,616万3,036円、居住費では予防給付・介護給付を合わせて給付件数1万4,330件、給付額2億440万2,670円、食費・居住費の合計といたしましては、給付件数2万8,395件、給付額4億4,056万5,706円でございます。

令和2年度の実績と比べますと、給付件数では2,641件の減、給付額では9,306万6,510円の減となります。

議員御質問の令和2年度と比べ令和3年度の特定入所者介護サービス費が減っている要因についてでございますが、令和3年度は、介護保険制度の改正により介護保険負担限度額認定者の条件である資産要件が変更されたことも関係し、令和3年度末の認定者は1,472名、令和2年度末の認定者と比べ188名が減となり、特定入所者介護サービス費の受給対象者が減ったことによるものと考えます。

また、食費においては、利用者が負担する1日当たりの負担限度額に変更があり、令和2年度と比べ施設サービスを利用する場合には1日当たりの利用者負担額は、第3段階の2の方では710円の増となります。ショートステイを利用する場合には、1日当たり第2段階の方は210円の増、第3段階の1の方は350円の増、第3段階の2の方は650円の増となります。

このことから、特定入所者介護サービス費として食費、居住費等の補足給付をし

ていた費用が減ったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

丁寧にありがとうございます。ちょっといっぱい数字が出てきてこんがらがってしまっているんですけど。

要は、人数的にも令和3年度末の認定者数が令和2年度の人数と188名対象者が減っているということと。その減った理由としては、資産要件が変更されてしまったことと、食事とかの認定条件が狭められてしまって対象者の範囲が変わってしまって減ってしまったということによかったですかね。負担限度額も変更になったので、補足給付の額が減ってしまったということ。

先ほどショートステイを利用される方の1日当たりの額を教えてくださいました。施設サービスを利用する方の3段階の2の方は、1か月でどれぐらい負担が増えるのか教えてくださいませんか。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

施設サービスを利用する場合で、先ほど事務局長の御説明の中でも第3段階2の方で710円の増になるということで御説明させていただいたと思うんですけども。ですので、これかける1月分ですので30日と考えると2万1,300円の増ということになると思います。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

ありがとうございます。施設サービスを利用する方は、令和2年度と比べて負担段階第3段階2の方ですけど1日が710円で、1か月が2万1,000円を超える金額の負担が増えるということで。本人さんの負担のほうが大きくなってこちらのほうの予防給付・介護給付の前年度の金額が減っているのが分かりました。本人さんの生活が本当に大変になっているということがよく分かりました。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山口善之 議員）

これにて、高橋さつき議員の質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は11時5分とします。

[休 憩]

○議長（山口善之 議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程により議事を進行します。

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

福沢美由紀でございます。通告に従い質疑させていただきます。

まず初めに、議案第6号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、歳出の商工費、第1目の商工総務費の中の消費生活センターについてお伺いしたいと思います。

この年度は消費生活センターが移転をしたという大きな節目の年でありますので、この費用について計画としてどうだったのかということも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、福沢美由紀議員の令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についての歳出第4款商工費，第1項商工費，第1目商工総務費消費生活センター費のうち，消費生活センター移転に伴う支出済額についての御質疑につきまして御説明申し上げます。

消費生活センター移転に伴う支出済額につきましては，科目別に整理いたしますと，まず，消耗品購入費にかかる需用費が20万4,008円，旧センターからの引っ越し荷物の運搬等にかかる費用，役務費が30万1,780円，専用通信回線移設，新センターの改修等の委託にかかる委託料が607万7,760円，啓発用のモニターディスプレイ，空気清浄機等の購入にかかる備品購入費が60万5,000円で，支出済額の総額は718万8,498円でございます。

なお，消費生活センター移転にかかる予算減額に対して68万9,502円の不用額が生じましたが，これは主に需用費及び役務費において不用額が生じたことによるものでございます。

費用については以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

60万何がしかの不用額が出たということで，需用費と役務費ということですが，もう一度，確認しておきますけれども，需用費と役務費の不用額の内容について伺いたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

需用費及び役務費の不用額についての御質疑につきまして御説明申し上げます。まず，需用費の不用額の内容でございますけれども，主に2点ございます。

1点目といたしましては，既存パンフレット等に記載されておりますセンター住所の修正シールの作成につきまして，経費削減の観点から職員が直接行ったことなどにより印刷製本費を執行しなかったことによるものでございます。

2点目といたしましては、旧センターの原状回復につきまして、所有者と改めて協議しましたところ、当初撤去を求められていたパーティション、階段手すり等の設備につきまして原状回復の必要がなくなったことから修繕費を執行しなかったことによるものでございます。

次に、役務費の不用額の内容でございますが、主に旧センターからの引っ越し荷物の運搬料が当初予定した金額よりも低く抑えられたことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

ありがとうございます。それで、この移転をしたことによって効果というものがあつたのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、移転に伴う効果についての御質疑につきまして説明申し上げます。

移転に伴う費用的な効果でございますが、最も削減が図られましたのはセンターの賃料でございます。具体的に申し上げますと、旧センターの1月当たり12万8,700円の賃料に対しまして、新センターの賃料は11万円でございますので年間22万4,400円の削減になったことでございます。

また、このほかには、駐車場も鈴鹿ハンターに移りまして停めやすくなったというメリットがございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

ありがとうございます。内容的にもいろいろな効果はあったんだと思います。
次の質問に移ります。

同じく、消費生活センターの中ですけれども。以前まで消費生活行政活性化基金とかいうのがずっとあったと思うんですけれども。今回、消費者行政強化事業補助金というのがあるんですけれども、この充当先についてお伺いしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、消費者行政強化事業費補助金の充当先についての御質疑につきまして説明申し上げます。

消費者行政強化事業費補助金は、令和2年度をもって廃止されました。消費者行政活性化基金事業費補助金に代わりまして、令和3年度に新たに創設された補助金でございます。この消費者行政強化事業費補助金につきましても、従前の消費者行政活性化基金事業費補助金と同様に、消費生活相談員の人件費及び研修費の一部並びに鈴鹿亀山消費生活センターだよりの作成及び配布費用に充当いたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

ありがとうございます。活性化基金がなくなるということでどうなるのかなと思いましたが、額面的にも内容的にも同じものが続けられているということで認識させてもらったらいいなのかなと思いました。

このセンターについての最後の質問になりますけれども。審査意見書の中に会計年度任用職員の採用に伴う給与等が増加したということがあるんですけれども、前年度と比べて一体どういうふうが増加したのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、給与等の人件費が前年度と比べまして増加した要因についての御質疑につきまして説明申し上げます。

令和2年度決算額と比較しますと増加いたしましたのは、給料、職員手当等及び共済費でございますが、これら人件費はフルタイム会計年度任用職員である消費生活相談員にかかるものでございます。その増加理由といたしましては、令和2年度は消費生活相談員が年度途中で1名退職し、それ以降は2名体制で相談業務を行ってまいりましたが、令和3年度は年度当初に消費生活相談員を新たに1名採用し3名体制で相談業務を行ってまいりましたので、令和2年度の人件費と比較すると増加したものでございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

ありがとうございました。それで、以前消費生活アドバイザーの国家資格とかいうことについて、相談員の資格について、資格要件が緩和されるような条例が確かあったと思うんですけども。今回3名の相談員ということになっているんですけども。その中の必要な資格を持っていらっしゃるのか、持っていらっしゃらないのか。何人がどうなのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

消費生活相談員の体制及び資格についての御質疑につきまして御説明申し上げます。

現在、相談業務は消費生活相談員3名の体制で行っております。その3名が有し

ている資格ですが、1名が消費生活相談員と消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントの3つの資格を有しており、あとの2名は消費生活専門相談員の資格を有しております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

資格要件を緩めたことによって来ていただきやすいようにするんだということだったんですけれども。そのときのおっしゃりようでは、当初資格がなくても働きながら資格をとっていただくというような言い方だったと思うんですね。そのところはどうかだったのかについてお伺いします。

○議長（山口善之 議員）

総務課長。

○総務課長（宮村信廣 君）

資格の関係なんですけれども、働きながら資格をとっていただく方というのは最近見えなかったと思います。その条例の要件どおりに消費生活相談員、あとそれに準ずるものとしたしまして消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントの資格を有している方を採用しておりますので。当初から、この条例の資格に合った方を採用しているのが現在の状況でございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

そうしますと、資格要件を緩めたけれどもちゃんと資格を持った方が採用されたということでもいいのか。ほかにもいろいろ資格があるようなんですけれども、そういうものをさらにとっていくような体勢をとっておられるのかということについてお伺

いしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

総務課長。

○総務課長（宮村信廣 君）

資格要件でございますけれども、資格要件を緩めたということが条例の改正が令和3年3月30日に資格を緩める条例を施行いたしたところなんですけれども。これにつきましては、そもそも消費者安全法という法律の中で消費生活相談員につきましては、いわゆる消費生活相談員という国家資格をもっている者か、それに準じた資格を持っている者でなければならないという形で限定がされておりますので。資格を緩めたというか、条例においてその法律に合わせにいったという認識でおりますので。特に法律も条例もこの2つの基準は同じだと思いますので、特に資格の要件を欠いている者を採用しているものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

ちょっと言っている意味が分からなかったんですけれども。ここを突っ込んでいくと一般質問になってきますので、また改めて確認させていただきますけれども。

ぜひとも、資格をどんどんとっていけるような環境は整えていっていただきたいなと思います。

次の質疑に移ります。

議案第7号、令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

そのうち、歳出の第2款保険給付費についてお伺いしたいと思います。

この令和2年度のコロナ禍を経て、この令和3年度の保険給付費の特徴をお伺いしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのうち、歳出第2款保険給付費についての御質疑につきまして御説明申し上げます。

まず、保険給付費の令和3年度の総括についてでございますが、令和3年度の決算額は171億2,227万2,923円で、令和2年度の決算と比較して2億9,612万3,984円増加いたしました。

次に、保険給付費の内訳ですが、第1項介護サービス等諸費のうち、要介護1から5の方への給付費である介護サービス諸費は157億7,412万1,685円で、3億6,788万8,978円の増。要支援1及び2の方への給付費である介護予防サービス諸費は4億4,395万5,864円で、2,240万5,679円の増。低所得者の方の特別養護老人ホーム等への入所や、ショートステイ利用時に要する居住費や食費の負担を軽減する特定入所者介護サービス費は4億4,056万5,706円で、9,306万6,510円の減となっております。

令和2年度に比べ令和3年度の保険給付費が増加している要因としましては、認定者の介護サービスの利用が増加していることと、令和3年度に自立支援重度化防止の取り組みの推進や、介護人材の確保等を図るために実施された介護報酬の増額改定が影響しているものと考えております。

次に給付区分別ではそれぞれに増減はございますが、中でも大きく増加しているのは介護予防サービス諸費の地域密着型介護予防サービス給付費で、令和2年度の1,295万6,598円に対して、令和3年度が2,024万9,948円と729万3,350円、率にして56.3%の増という結果になりました。

それでは、地域密着型介護予防、これは地域密着型介護予防サービス費が要支援の方を対象とした通いを中心としたサービスであることから、令和2年度の決算では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため大幅に減少しました。令和3年度は、ワクチンの接種等により通常の利用に回復したことで大幅な増加に転じたと考えております。

なお、大きく減少している特定入所者介護サービス費につきましては、高橋議員の質疑での説明のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

ありがとうございました。2年度と比べるとというところによく分かったんですけども。戻った、コロナの様子がこの3年度は戻ってきてるよということだったんですけども。2年度と比べてると全体のバランスが分からないんですけども、例えば例年と比べて本当に戻り切ったのか、戻りつつあるところなのかというのをざくっとしたところで結構なんですけれども、この決算はどうですか。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

まだ戻り切ったとは言えないと思います。戻りつつあるところであると思います。以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

ありがとうございます。それで、保険給付費の元になります介護認定の申請件数についてお伺いしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

介護認定の申請件数でございますが、令和3年度は1万3,141件と、令和2年度の9,481件と比較して3,660件大幅に増加しております。これは、介護認定の更新申請が3,296件増加しているところでございます。

更新申請というのは、新型コロナウイルスの影響によりまして対面で調査を行うことが困難であることから、介護度の変更を伴わない場合については調査を実施せずに認定期間を延長することができるコロナ延長というものですが、こちらの特例措置を国が実施しておりまして、延長期間が令和3年10月の申請分までは6か月と短期間であったため、再延長の申請が多く提出されたことによるものでございます。

なお、現在は延長期間が12か月に見直されていることから、この増加というのは令和3年度の一時的な増加ということになります。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

認定調査員の不足でなかなか認定できないという令和3年度であったのに、増えているのが不思議だなと思ったんですけども、コロナ延長の影響であるということが分かりました。

次に、第3款の地域支援事業費について伺います。

地域支援事業費に高橋議員も聞かれましたが、別の視点でお聞きしたいと思いません。この21年度の地域支援事業費の特徴としては、私も地域包括センターの増設というのが一番大きいのかなとは思っているんですけども、この事業費の中の特徴についてお伺いしたいと思いません。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、歳出第3款地域支援事業費についての御質疑につきまして、説明申し上げます。

地域支援事業費のうち、包括的支援事業任意事業費についてでございますが、令和3年度の決算額は4億9,776万8,928円で、令和2年度の決算額4億2,858万9,842円と比べ、6,917万9,086円の増となっております。

包括的支援事業任意事業費が増加した要因としましては、包括的支援事業では令和3年度は、地域包括支援センターを5か所から10か所に増設し、新たに基幹型包括支援センターを2か所増設したことによる委託料の増加で包括支援センターの運営にかかる費用が令和3年度の決算額は3億1,744万560円で、令和2年度の決算額2億4,504万4,183円と比べ、7,239万6,377円の増となっております。

また、任意事業では、鈴鹿市に委託しております地域自立生活支援事業の高齢者配食サービス支援事業において、令和3年度はコロナ禍で高齢者の外出する機会が減ったことにより配食サービスの需要が増加したと考えられ160万円の増となっております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

ありがとうございます。地域包括支援センターを5か所から10か所で基幹型も増やすのに、わずか七千何がしの増で済んだ要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

今回の増につきましては、単に増やただけじゃなくて区域についても細かくしたことによりまして今回増えておりますので。ですから、実際には、前5か所でやっていたところを細かくしたということで増についてはこれぐらいになったということでございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

人件費が移動したという部分が大きいということですね。区域を割ったということですね。分かりました。

あと、特に増えたのが高齢者の配食サービスということで、鈴鹿の例を出していただきましたが、これは鈴鹿も亀山も同じ様に増えたということで考えてよろしいですか。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

亀山市の実績としましては、少し減っておる現状でございます。
以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

任意事業は各市に委託していますので、もうお任せというんじゃなくて、これ、なかなか全部にいきわたってサービスが受けられない地域もあると聞いていますので、本当にこれはニーズがあったから増えたんだと思いますので、ぜひちゃんとサービスを受けられるように見ていただきたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（山口善之 議員）

これにて、福沢美由紀議員の質疑を終わります。

他に質疑のある方は挙手をお願いいたします。

水谷進議員。

○水谷進議員

水谷です。議案第7号の令和3年度の鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計の歳入第1款の保険料の不納欠損額2,603万8,337円のことについてお尋ねをいたします。

説明資料を見ておりますと、内訳が死亡、転出、行方不明、生活保護、その他と
いうのがありまして。このその他という660名という方は、まずどのような理由な
のかを教えてくださいますか。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

こちらの不納欠損額として出ておる、まず理由としまして、介護保険の保険料と
いうのは2年を過ぎますと時効で納められなくなります。その2年の時効で納めら
れなくなった際に、死亡とか、転出とか、住基上で分かることに関してはこちらに
入れさせていただいておるんですけれども。その他に関しましては、時効を迎えた
際に理由についての調査というのはなかなかできずに、こちらについてはその世帯
の所得の状況等で機械的に振り分けをしておるということで、各市からは報告を受
けております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

水谷進議員。

○水谷進議員

2年で時効になるということで、そうするとこの660人ということは令和3年度、
過去2年分の今回で時効になる方の人数ということですね。この方々にははっきり
と理由が分からないということを聞いたんですけども、理由が分からずにただ単に
振り込まれないのを待って2年間たって時効にさせておるという意味でよろしい
ですか。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

一応納付書等を送らせていただいた後も、御本人さんのところには督促状とか催

告状、あと未納のお知らせというものは送らせていただいて。また、介護保険を使う際に不利益になるようなことも御説明をそちらの文書には入れさせていただいております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

水谷進議員。

○水谷進議員

そうすると、その方々がどうして払えないかということについても一切調査をせずに時効を迎えてくるということだと思えるんですけども。

この方々の例えば今言われるように、サービスを受ける段階になって、例えば過去にさかのぼってその未納の分をいただくことになってくるのか。この中にそのサービスを受けている方はみえるのですか。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

今回のこの言っていたおる不納欠損のところについては、もう2年を過ぎて時効で払えなくなりますので、これについてはその後で言っていたいても払えないということになります。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

水谷進議員。

○水谷進議員

ごめんなさい、払えないということでもよろしいですか。ちょっと聞き取りにくかったもので。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

サービスは使っていただくことはできます。ただ、負担額等の面で不利益が出てしまうということでございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

水谷進議員。

○水谷進議員

分かりました。要するに、払えないけれどもサービスは受けるけれども、サービス内容に不利益を受けるという意味で今聞こえたんですけど、よろしいですか。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

サービスを受けていただくことはできるのですけれども、自分の負担割合が1割のところ少し割合が増えたりすることもございますし。督促やその前に、不利益が生じることがありますよということを文書でお知らせしたり、電話で相談を受けたときにそういう不利益な条件になりますということを長寿社会課からお電話でお知らせしたりはしております。

○議長（山口善之 議員）

水谷進議員。

○水谷進議員

分かりました。取りあえず、質疑ですので不納欠損の部分ですので取りあえず、これ以上今は結構です。また、改めてお尋ねはさせていただきたいと思いますので、取りあえず。

○議長（山口善之 議員）

ほかに質疑はございませんか。

池上茂樹議員。

○池上茂樹議員

ちょっと確認させていただきたいんですけど、議案第9号の令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の中の、ページ数でいくと36・37ページの最後のほうなんですけど。第5款の諸支出金ということで重層的支援体制整備事業費1,786万7,000円。この事業のまず説明を、これはマイナス補正ですけど、どのようなことをやろうとしておったんかというのを説明願います。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

こちらの件につきましては、昨年も予算の段階でも御質問を受けておったんですけども。事業を減らすとかではなくて受け口を変えるということになりまして、一般会計のほうで受けるということが正しいということでお話をいただきまして。今回の補正については、そちらのほうで受けるということに変えさせていただくということの補正予算でございます。

○議長（山口善之 議員）

池上茂樹議員。

○池上茂樹議員

この重層的支援の支援体制は、各市の窓口でやって広域ではかかわらないということよろしいか。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

かかわらないというか、両市でやっていただくものではございますが、広域連合

の一部の事業についてもその重層的支援の中に入れていただいていますので、そちらのほうでお金を入れていただけるということの考えになると思います。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

池上茂樹議員。

○池上茂樹議員

ちょっと気になったのは、亀山市はもう重層的支援を市でやっとするんですけど、鈴鹿市はまだ令和6年ぐらいになるというようなことも聞いとるんです。その中で広域連合の事業が進むということは、鈴鹿市と亀山市のサービスに差異が出てくるんじゃないかというのが心配される場所なんですけど、その辺はどうなんですかね。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

鈴鹿市での重層的支援を進めておるといことも報告は受けております。ただ、これによってサービスの差異が出てくるとは考えられないと思うんですけども。以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

池上茂樹議員。

○池上茂樹議員

答えにくいんでしょうけど。こういう予算が入ったということ、これから事業をやっていくには同じようなレベルと言うか、サービスのレベルでないといかんと思うんです。鈴鹿市と亀山市で。それが、こういう予算が一般会計、自治体にまた戻っていくということですけど。どちらにしても、これ、関わるところが介護高齢者福祉というところではかかってくるので、その辺のそういう差異が出るというのは出ないのかなと思って。これ質疑ですので余り、それでちょっと質問させていただきました。それは出ないということよろしいですかね。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

議員おっしゃるとおり，それで差異が出てしまうということではなく，同じよう
なところで進めていくように私どももお話はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

他に質疑はございませんか。

森美和子議員。

○森美和子議員

議案第7号の介護保険のほうを少し聞かせていただきたいと思います。

歳入の国庫支出金の中の保険者機能強化推進交付金，それから介護保険保険者努
力支援交付金。この2点について，少し前年度から比べるとこの令和3年度という
のは減額されているというふうに思うんですけど，その要因についてお伺いしたい
と思います。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

こちらの交付金につきましては，こちらの圏域内で行っている両市も含めてち
らの広域連合でも行っている事業について国のほうに報告を，こういう事業を行っ
ていますということの報告をさせていただいた中で点数化されまして，それで国か
ら交付金がおりにきておるものでございまして。

ですので，私どもは昨年より少ない報告をしておるわけでもなく，今の現状のま
まを報告させていただいておるんですけれども。国からおりにきておる交付金が減
ったということでございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

森美和子議員。

○森美和子議員

結局、両市で頑張ったものが国として評価をされて交付金として広域のほうにおいてくるということで。その頑張っていないとは言わないですけど、減つとるということは少し要因があるのかなって思ったんですけど。令和3年度も、私、これ聞かせていただいてやっぱりそれぞれの市がどういう努力をこれからしたら評価に結びつくのかということ協議していきたいというふうに御答弁いただいているんですけど、どんな協議をされたのか教えていただきたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

こちらの交付金につきましては、国のほうが示すポイントを点数化をされるわけですが、そちらのほうについては、毎年両市のほうにもそちらの答えについては御協力いただいて、うちの分についても併せて報告をさせていただいておるわけですが、その際には、このポイントを何とか上げるようにということの話し合いはさせていただいておるんですけども。予算上のことであったり、それもできることからということのお話はいただいております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

森美和子議員。

○森美和子議員

結局、この保険者機能強化推進交付金というのは、資料にもありますように高齢者の自立支援とか重度防止化に資するものに対して、だから高齢者が元気になっていただく介護が重症化しないような形。それから、保険者の努力支援交付金というのは予防とか健康づくりで。結局、高齢者に対してしっかり取り組んだということ

が評価されるということですので、点数が云々というよりもそれぞれの高齢者がどう元気になられたのかはその市の努力の結果なんだろうと思うので、しっかりとこういったことが予算化されて国のほうからお金がおりてくるのであれば、広域がしっかりと音頭をとっていただいて、各市町がしっかりと努力はしていただいていますけど、広域としての発言をしっかりとやっていただきたいなと思います。

以上です。終わります。

○議長（山口善之 議員）

ほかに質疑はございませんか。

質疑がないようですので、それではこれより討論に入ります。

討論はございますか。

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

高橋さつきです。賛成の立場ではありますが意見を述べさせていただきたいと思っています。

保険料、特に第1号の方ですけど、納める方々にとっては今年というか年金も下がって過去にないような物価の高騰続きで生活必需品が全てにおいて値上げになっていますし、一部の75歳以上の高齢者の方々は医療費も2倍化になってしまっています。生活全てが本当に大変になっている中で、介護保険のこの基金はさらに黒字になっていることについて意見を述べさせていただきたいです。

毎年この基金が増えていってます。決算説明資料の15ページの基金の残高の表がすごく分かりやすいのですが、毎年増えていってここの隣に令和4年度にまたこれ22億円という形で書き足されるんですけれど。

そもそも介護の制度とかこの3年ごとの計画は、制度を守るための計画ではなくて広域のこの市民の方々の介護や暮らしを守るための計画だと思いますので。この9期まで先ほど何もできないとかそのまま触らないと言われたんですが、基金について9期までまだ来年度は8期の最終年度あります。計画途中ではありますけど、柔軟に基金を活用することを意見としまして賛成させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（山口善之 議員）

ほかに討論はございますか。

ほかにないようですので、これにて討論を終結いたします。

ここで休憩をいたします。再開は13時といたします。

[休 憩]

○議長（山口善之 議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程により議事を進行いたします。

討論ですが、ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、これより採決をいたします。

まず、議案第6号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛 成 者 挙 手]

○議長（山口善之 議員）

挙手全員でございます。ありがとうございます。

したがって、議案第6号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛 成 者 挙 手]

○議長（山口善之 議員）

ありがとうございます。挙手全員でございます。

したがって、議案第7号 令和3年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）

を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（山口善之 議員）

挙手全員でございます。

したがいまして、議案第8号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（山口善之 議員）

ありがとうございます。挙手全員でございます。

したがいまして、議案第9号 令和4年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 鈴鹿亀山地区広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（山口善之 議員）

ありがとうございます。挙手全員でございます。

したがいまして、議案第10号 鈴鹿亀山地区広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 一般質問を行います。

一般質問の通告者は4名でございます。通告以外の事項を追加しないように、また、一問一答方式で質問時間は答弁を含め30分以内でございますので厳守していた

できますようお願いいたします。

なお、再質問の場合は要点のみ簡潔に述べられるよう、特にお願いをいたします。
それでは、質問を許します。

市川昇議員。

○市川昇議員

皆さん、こんにちは。議席番号2番、市川昇でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

10月に入りまして、本日は昨日とは打って変わり秋らしい日となりました。皆様、いかがお過ごしでございますか。私は3年ほど前に鈴鹿市議会議員に初当選させていただき、本年初めて鈴鹿亀山地区広域連合議員に就任させていただきました。鈴鹿市議会では今まで通算8回一般質問をさせていただきましたが、今回初めて広域連合議会での一般質問、しかもトップバッターでございます。ふだん余りお目にかかることのないお隣の市である亀山市の櫻井市長、そして亀山市議の方々の前で少し緊張しておりますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今回は、介護認定調査体制の構築についてというテーマでお話をさせていただきます。その前に、介護認定申請から認定結果が通知されるまでの流れを簡単に説明いたします。

まず、介護サービス及び介護予防サービスを利用される方は、広域連合及び市の窓口または地域包括支援センターに要介護認定を申請し、その後、調査員が申請者のところに来て本人と家族などへの聞き取り調査などを行う訪問調査が行われ、その調査結果はコンピューター処理にて判定するという1次判定が行われます。

そして、訪問調査票では盛り込めない事項を調査員が特記事項として記入し、また医師が心身の状況についての意見書を作成します。この1次判定、特記事項並びに医師の意見書を基に介護認定審査会が開かれ審査し、どのくらいの介護が必要かを2次判定いたします。そして、最後に本人に認定結果が通知されるという流れです。

この一連の流れの中で、広域連合は事務事業として介護認定調査業務に関しましては新規申請及び介護申請。この介護申請とは要支援状態での申請のことですが、この2つの申請は広域連合の職員の方々に日々調査業務に当たられており、また、更新申請及び変更申請、この変更申請とは要介護状態での申請のことですが、この2つの申請は圏域内の居宅介護支援事務所に調査委託をされていま

す。

近年、介護のニーズが増大し、また核家族化そして家族構成が高齢者のみである家が年々増え続けているという家族形態の変化の中、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支え合っていく仕組みが重要となってきます。

介護を必要とする方がその人らしい自立した生活を送っていただけるように支援することを目的として、介護保険に関する規程を定めた法律は平成12年4月1日に執行されました介護保険法であります。その介護保険法第27条第11項では、第1項の申請に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該申請にかかる被保険者の心身の状況の調査に日時を要するなど特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に当該被保険者に対し当該申請に対する処分をするためになお要する期間及びその理由を通知し、これを延期することができるものと定められております。

分かりやすく説明いたしますと、要介護認定の申請から認定結果が出るまでの期間は30日、1か月以内であると定められております。そして、ただし書きといたしまして、やむを得ない理由にて調査に日数を要するなどの特別な理由がある場合には、要介護認定の申請から30日以内に申請者に認定結果が出るまでの日数とその理由を通知することで、先ほど述べました通常なら30日以内ですがそれ以上の日数を延ばすことができるということです。私ごとですけれども、3年ほど前に亡くなりました私の父の場合も1か月ほどであったと記憶しております。

ところで、最近市民の方々から「1か月以上たっても決定が出ないのですがどういことでしょうか。」という御相談を時々受けます。中には2か月半以上たっても決定が出ない方もおられます。私の相談者は、ひょっとしたら先ほど申し上げましたようにその方々に何か特殊な事情があり長くなっているのではないかと思います。去る7月11日での議員懇談会の質疑の場にてお話をさせていただきました。

私の質問に対して広域連合側から、昨年、令和3年度当初から調査員側の諸事情にて退職が相次ぎ、新規申請及び介護申請における介護認定調査に大幅な遅れが出ているとお聞きいたしました。

その後、私はこのような大幅な遅れを解消するため何か手だてはないかといろいろ調べました結果、厚生労働省平成21年9月30日通知において、要介護認定にかかる調査の実施者の中に指定市町村事務受託法人への委託が記載されていることを見つけました。

また、先ほどの介護保険法の第24条の2第1項では、市町村は次に掲げる事務の

一部を法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができる者と認められる者として都道府県知事が指定する者。ここから括弧書きになります。(以下、この条において指定市町村事務受託法人という)に委託することができることと規定されており、これは新規申請及び介護申請についても指定市町村事務受託法人への委託が可能という規定であります。指定市町村事務受託法人への委託、いわゆる民間委託ということであり、市町村職員及び指定居宅支援事業者以外でも介護認定調査事務に民間事業者が関わることを認めているということです。

厚生労働省がこの介護認定調査実施者の中に民間委託を範疇に入れた趣旨は、冒頭に述べました介護保険法第27条第11項にて、認定結果が出るまでの期間は30日以内であることを定めたことを確実にするためであります。調査に行くまでの期間が長過ぎますと、介護認定を待ち続けている方々が調査に行くまでの間に病状が悪化し、最悪の場合、お亡くなりになるということがあり得るからです。このようなことは絶対あってはならないのです。

そこで、私は県内他市ではどのような状況であるのか、偶然私にとって大変ゆかりのあるいなべ市、四日市市並びに松阪市の3市に出向き、御担当者に面談いたし介護認定調査業務の現状をお聞きいたしました。各市かなり詳細に御説明いただきました。

まず、申請から認定結果が出るまでの期間及び調査員の人数ですが、いなべ市は毎月30日を守っております。調査員は5名で構成されております。四日市市と松阪市は約40日かかっております。その理由としまして、より精度の高い介護認定審査会実現のために、審査会の前に審査委員会委員の方々にデータを送り事前に約一週間じっくり見ていただくというやり方で40日になるそうです。

調査員の人数は、四日市市15名、松阪市7名です。特に平成の大合併をいたしました南北に長い面積を持つ松阪市は、本庁のほか2か所の支所があり各支所には各1名の調査員が常駐しております。

次に、調査員1人当たりの1日の調査件数ですが、3市とも約2.5件から3件です。この3市は、何とか現状を維持しております。現状維持の理由は、ベテラン調査員の方々が中心となり若手調査員の方々を指導しているからだそうです。いなべ市及び松阪市の勤務年数別の内訳は、いなべ市の場合は14年の方は2名、5年の方は2名、2年の方は1名でした。松阪市の場合は13年の方は1名、8年の方は1名、4年の方は4名、新規の方は1名でした。

そこで、調査員未経験者の方がベテラン調査員の方と同レベル近くになるための指導方法とかかる日数をお尋ねいたしましたところ、松阪市ではまず1日半かけてベテラン調査員が三重県から出ているマニュアルを説明し、その後1週間ベテラン調査員に同行してベテラン調査員の調査業務の仕事ぶりを見ながら勉強されるそうです。そして、次のステップではさらに1週間未経験者が1人で、ただしベテラン調査員が同行して実際に調査業務を行います。

以上のサイクルを3週間から4週間かけて行うそうです。1日当たり認定調査案件を3件近くこなせるようになるにはおおよそ3か月という長い期間を見なければならぬとお話をされておりました。

以上のやり方で他市では調査員の養成に日々努力されておりますが、3市の御担当者から共通しておっしゃったことは、ベテラン調査員が退職されると必ず調査員の質が落ちて、そうすると必ず認定調査件数が減少し担当部署内で認定調査事務処理に多大なる混乱が生じるという不安をいつも抱えているということでした。

また、現在、民間委託を導入している市は四日市市のみで、令和3年3月からスタートされております。民間委託導入の経緯ですが、今から4年前に今の広域連合のように調査員が相次いで退職し調査案件が低くなり大混乱になったということです。

そこで2年後、公募型プロポーザルという方法で事業者が決定されました。ちなみに、このプロポーザルで応募されたのは1社のみだったそうです。3年契約で約1億円、この事業者の年間調査件数は2,400件にて運営されておりますが、今のところ更新申請のみだそうです。

今回、議案第9号の説明資料を拝見いたしますと、広域連合は新規及び介護申請の3,000件を全て民間委託に切り替えるという方針を示しました。これは県内他市にはない決断です。

そこで、広域連合の介護認定調査の現状と民間委託を導入するに至った経緯につきまして御答弁を願います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

私からは、市川昇議員の介護認定調査の民間委託に至った経緯についての御質問

につきまして御答弁申し上げます。

介護認定調査につきましては、新規申請と要支援状態からの申請である介護申請は、保険者である鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課の職員が調査を行っています。また、更新申請と要介護状態での変更申請は圏域内の居宅介護支援事業所に調査を委託しております。

令和3年度当初からフルタイム会計年度任用職員として雇用している調査員の家庭の事情や本人の体調不良等により退職が相次ぎ、調査実施数の減により介護認定調査の遅れが出てしまいました。これにより、調査対象者の皆様、またその御家族、主治医、ケアマネジャーなど各関係者の方々に多大な御心配、御迷惑をおかけしている状況となっております。

このことを広域連合として重く受け止め、今年度4月以降、介護保険課内の保健師、看護師、社会福祉士などの有資格者の認定グループへの異動、課内職員の新たな調査員の育成、新しいフルタイム会計年度任用職員の採用によりまして、さらなる調査件数の増を目指し、遅延の解決に取り組んでおります。その結果、今年度4月当初に10人であった調査員が現在は13名となっております。

また、一番長く待っていただいた際には、申請から調査まで約3か月半ほどお待ちいただいておりますけれども、本日10月5日現在、8月20日頃に申請いただいた方の調査に行っておりますので、調査に行くまで2か月を切った状態でございます。このまま遅延の早期解決に向けさらなるスピードアップを図ってまいりたいと考えております。

合わせて、今後も調査員の退職によりなかなか新規の方を雇用できず、再び調査員不足に陥り今回のように調査対象者をお待たせするような状況にならないような対策を平行して考えてまいりました。

そこで、先ほど市川議員からもお話しいただきましたように、県内でも四日市市、津市、桑名市が介護保険法でも定められております指定市町村事務受託法人に調査を委託しておりますので、各市関係者、関係機関に聞き取り等の調査を行いました。

また、広域連合内でも様々検討をいたしました結果、将来にわたり調査件数を安定的に確保するため、令和5年4月からの指定市町村事務受託法人への委託を実施することが一番の方策と考え、今回債務負担行為として議案をあげさせていただいたものでございます。

何とぞ御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

市川昇議員。

○市川昇議員

御答弁ありがとうございます。事務局長の御答弁、大変よく分かりました。

昨年度、認定調査に混乱を生じていた状況から、本年の新体制となって約半年間の短い期間に調査待ちに3か月半ほどかかっておられた状況をかなり短縮実現に取り組んでいる姿勢、評価いたします。

民間委託まで、まだまだ時間がかかりますが、さらに改善されることを期待いたしております。頑張ってください。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

最近、行政にて民間委託が採用される大きな要因は、やはり利益追求を第一の目的とする民間企業が長年培ってきたスピーディーな処理体制、利益を確保しながらかつ顧客のニーズにしっかりと応える経営姿勢、業務の効率化、さらに業務を常に持続するために雇用維持のための豊富なネットワークを持っていることなどが挙げられます。

しかし、導入の問題点もあるのではないのでしょうか。想定される問題は、まず1点目は、現状職員の処遇面です。民間委託となりますと委託先の業者が独自で調査員を採用することとなります。そうすると、広域連合にて雇用されております調査員の方々はどのようになれるかということです。その方々を委託先のほうにて雇用していただくとよいのですが、また雇用されても収入面や待遇面も問題となります。

2点目は、民間委託に係る経費です。議案第9号の説明資料を拝見いたしますと、民間委託導入による要介護認定調査業務委託金額は年間4,448万4,000円です。そして、民間委託導入により広域連合で認定調査事務処理にかかる人件費や経費などは必要となくなるので、その減額できる予算、令和4年度予算ですが総額は3,705万36円。

そこで、先ほど申しあげました要介護認定調査業務委託金額から減額できる予算を差し引いた金額は743万3,964円となります。この金額は、これから介護認定調査業務を民間委託導入することで毎年その分の額が増えるということとなります。この件に関しまして私の考えといたしましては、調査員の雇用確保の状況が不安定な

中、申請者の皆様の生命の安全を第一番に守らなければならないと考えますと、やむを得ないことではないかと思えます。

最後に、3点目ですが、最近問題になっている個人情報のセキュリティー面です。これは完璧に守らなければいけないことです。広域連合から委託先事業者への個人情報のやりとりの方法、そして委託先事業者がその個人情報を外部に決して漏れることのない完璧な管理体制です。

これを踏まえまして、民間委託導入した場合の問題点並びにメリットにつきまして、また委託業者選定につきましての方法及び詳細につきまして御答弁を願います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

続きまして、現在雇用しているフルタイム・パートタイム会計年度任用職員の調査員の今後の処遇と、民間委託導入の際の個人情報のセキュリティーに関する御質問につきまして御答弁申し上げます。

まず、現在雇用しているフルタイム・パートタイム会計年度任用職員の調査員の今後の処遇についてでございますが、フルタイム・パートタイム会計年度任用職員の調査員の雇用はしない予定でございますので、業者の選定後全ての調査員個々に面談を行い、令和5年4月からの介護認定調査業務の考え方等について説明し、本人の希望を確認した上で委託業者での雇用を委託業者に依頼する予定でございます。

2点目の委託費用に関しましては、市川議員からやむを得ない選択ではないかという御意見をいただきましたのでありがとうございます。

最後に、個人情報のセキュリティーにつきましては、業者選定の際にも重要事項として確認をし、セキュリティー等ふさわしい事業所であるかどうかの確認を行った上での選定を行い、業者選定後も委託契約の際に個人情報データの管理方法、業務実施状況の方法など、そして情報業務を処理する場所の特定、従事者の特定などの項目を契約書に記載いたします。また、契約内容が正しく遵守できているかは随時確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

市川昇議員。

○市川昇議員

御答弁ありがとうございました。委託業者選定に際しまして、先ほどおっしゃいました確認事項は必ず実現していただくよう切に願います。

今回は介護認定調査体制の構築というテーマで御質問をさせていただきました。広域連合は、昨年度より突然の諸事情にて介護認定調査を行う調査員不足が生じるという深刻な問題がございました。その昨年度に広域連合ではより細やかな介護サービス実現のため地域包括支援センターを倍増されました。この施策は介護を必要とする方々のためには大変よいことであると思いますが、先ほどの3市の御担当者からある体験談をお聞きいたしました。

それは、調査員の数が安定し、さらに常に新規での採用者があとを絶たず、しかも認定調査案件を効率よくこなせる体制づくりがなされていること。いわゆる認定調査事務処理能力が十分でない状況で地域包括支援センターを増やしてしまうと、増やした分必ず軽度も含めた介護認定申請の数が増大する中、迅速に新たな調査員を採用できず、その結果数に応じた認定調査案件をこなせない状況に陥り、結局担当部署内にて認定調査事務処理に混乱が生じるとおっしゃっておりました。

今、どの自治体でも限られた職員数と予算の中で仕事が行われる中、認定調査事務処理を十分にこなすために調査員を迅速に採用することは、職種が多様し、しかも人不足の中でさらに仕事を求める方々も少しでも自分に合う条件を求める今日、なかなか困難であると思われまます。

そして、調査員に採用されても仕事をこなせるようになるには長い時間と労力がかかります。その反面、介護政策の理想である、先ほど申しあげましたより細やかな介護サービスの実現には、それに携わる人員の確保と膨大な時間を費やすという矛盾を生じます。

広域連合では、今申しあげました3市のような問題は生じていないとは思いますが、このような問題を考えていきますと将来に向けて先ほど申しあげました諸問題を解決できるノウハウをもっている民間事業者による民間委託導入を視野に入れました介護認定調査体制の構築が重要となってくるのではないのでしょうか。

広域連合は、今年度新体制となって約半年にて新任された事務局長をはじめ、職員の皆様が迅速に調査員の確保に努め、その結果、調査案件数を上げることを実現

し、さらに将来を見据えて県内他市に先駆けて認定調査事務処理に特に人員と時間のかかる新規及び介護申請において民間委託導入という施策を構築しようとする事は、スピード感をもって事に当たった英断であると評価すべきではないでしょうか。この介護認定調査体制に関する広域連合の今回の施策は、近い将来近隣他市にも多大なる影響を与えていくのではないかと思います。

なぜならば、守らなければならない一番大切なことは人間の生命の安全であるからです。そのためにはどのようなやり方をしなければいけないのか、誰でも分かることです。今後も、この新たな取り組みにつきまして私は見守っていきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴いただき厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

○議長（山口善之 議員）

これにて、市川昇議員の一般質問を終わります。

中島雅代議員。

○中島雅代議員

中島でございます。よろしくお願ひいたします。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、介護者の負担についてといたしまして、第8期介護保険事業計画における家族介護者の支援についてお伺ひいたします。

第8期介護保険事業計画の基本理念として、介護保険制度の共助と高齢者本人の自立である自助、そして地域の支え合い活動の互助を組み合わせ、「住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造」をしていくとされておりますけども。この中に家族支援者は、どこに入るのでしょうか。同居であっても、別居であっても、介護において家族の存在というのはとても大きいことだと思っております。そこで、今回は家族介護者についてお伺ひをしていきます。

まず、地域包括支援センターに介護の相談に見える方は高齢者御本人とどのような関係の方が多いかお聞かせください。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、中島雅代議員の介護者の負担についての御質問につきまして答弁申し上げます。

地域包括支援センターは住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療、介護、予防等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指して、鈴鹿市内8か所、亀山市内2か所に、またそれらを統括し後方支援を行う基幹型地域包括支援センターを各市に1か所ずつ設置しております。

地域包括支援センターでは、総合相談支援業務や権利擁護業務、地域ケア会議関係業務などを実施していただいております。総合相談業務では、それぞれに担当する日常生活圏域の地域における身近な高齢者の常設の相談窓口として日々対応していただいております。

この地域包括支援センターにおける令和3年度の相談業務の実施でございますが、基幹型を含めた12の地域包括支援センターで4,994件の相談を受けております。相談の方法は電話による相談が3,457件で最も多く、そのほか来所による相談、センター職員が自宅等に訪問しての相談もございます。

相談内容につきましては、多いものから主なものを紹介いたしますと、介護の制度やサービスに関する相談が3,696件、本人の介護状態や病状等に関する相談が1,181件、生活に関する困りごとなどの相談が1,136件となっており、このほか介護予防に関するものや権利擁護に関するもの、地域との関係に関するものまで相談内容は多岐にわたっております。

相談された方の家族構成につきましては、把握できた中では同居の親族がいる方が2,656件、一人暮らしの方が1,546件となっております。

議員御質問の家族介護者からの相談の状況につきましては、本人または家族・親族からの相談が全体の半数程度であることから、家族介護に関する相談も寄せられているものと推測されます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

中島雅代議員。

○中島雅代議員

ありがとうございます。御家族からも相談があるということなんですけども、御家族からの相談はどんな理由で相談に、電話が最も多いということなんですけども、相談される方が多いのか。高齢者の方の体調とか生活に変化があってからすぐに相談にみえるのか。それとも、しばらく家族で介護をされてから相談に来るのか。具体的にこの相談内容みたいなものをお伺いします。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

介護者の負担につきましての再度の御質問につきまして答弁申し上げます。

地域包括支援センターでの相談件数等は先ほど説明をさせていただきましたが、その中でも多いものから、主な相談の介護の制度やサービスに関する相談、あとは、本人の介護状態や病状に関する相談、生活に関する困り事などの相談の3つについて具体的な相談事例を御説明させていただきます。

一番多かった介護の制度やサービスに関する相談については、まず介護保険を利用したいがどうすればいいのかとの相談があった場合については、まずは相談者に聞き取りで状況を伺った上で、心身の状態等を確認いたしまして、その状態に合わせて介護認定申請の御案内をしたりいたします。

もう1つの事例としましては、先ほども家族介護者の方のお話をさせていただいておりましたが、御家族からの相談で仕事をしながら親の介護をしています、負担が大きくなってきたのでということの相談があった場合については、利用できる介護サービスであったり、周囲のサポートをこういうのが受けられますよとか、そういう御案内をいたします。

次に、本人の介護状態や病状に関する相談については、最近足腰が弱くなってきたことや物忘れなど健康状態に不安がある方の相談であった場合については、その心身の状態等の聞き取りを行った上で、市の取り組む介護予防事業を案内したり、状態によっては医療受診を進める場合もあります。

次に、生活に関する困り事などの相談については、例えば自宅の庭の雑草処理やごみ捨てなどが困難になってきたとの相談が入る場合もあります。その場合については、地域等で利用できるサービス等の御案内をいたします。

主な相談事例については以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

中島雅代議員。

○中島雅代議員

ありがとうございます。それでは、相談内容について介護保険を利用したりサービスを受けたいという相談が多いと思うんですけども。最初に介護認定を受けられるときの、どの段階のところに認定されるのが多いのかというところをお伺いしてもよろしいですか。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、議員御質問の介護者の負担についての2点目、介護認定申請の認定結果の状況の御質問につきまして答弁申し上げます。

令和3年度の要介護認定申請件数は1万3,141件で、令和3年度中に認定調査を実施し、審査会で結果が出た件数が1万2,620件でございます。このうち、新規申請の件数は2,536件となります。

令和3年度に新規申請をされた方で審査会で結果が出た方の認定結果の内訳でございますが、要支援1が757件、要支援2が406件、要介護1が530件、要介護2が255件、要介護3が165件、要介護4が196件、要介護5が116件、非該当が111件という結果になっております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

中島雅代議員。

○中島雅代議員

ありがとうございます。要支援1から要介護1の方が大半を占めるようですので、多くの方が初期の段階で相談に来られているということなのかなと理解をいたします。なので、御本人であったりとか、御家族さんにとって心だとか体の調子に不

安が出てきたというときの相談先というところで認知がされているのかなというふうに思います。

ただ、やっぱり要介護3・4・5とか介護度の進んだ方も結構いらっしゃいますので、その場合は急な病気ということも当然考えられますけれども、家で御家族の方で介護をぎりぎりまで頑張ってというところまでいかないように周知というところは必要なのかなというふうに思いました。

次に、第8期介護保険事業計画における家族介護者の支援のねらいというところなんですけども。これは、家族介護者が就労を継続し、自身の生活を維持しながら在宅での介護を継続できるよう、介護保険サービス提供の充実を図りますというふうにねらいが書いてあるんですけども。これ、就労している家族のみにスポットを当てているような感じを受けるんですけども、これはなぜなのでしょう。就労していない方への支援の考え方というところをお聞かせください。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

中島議員御質問の介護者の負担についての3点目、就労していない介護者への対応の御質問につきまして答弁申し上げます。

介護保険制度は、介護を要する状態になっても能力に応じて自立した日常生活を営めるように必要な介護サービスを総合的に提供する仕組みになっております。このことから、介護者の就労の有無にかかわらず広く給付することで介護者の負担を軽減する役目も担っております。

また、家族介護者への支援の取り組みといたしまして、地域包括支援センターによる常設の相談窓口の設置や、各種相談窓口の周知及び情報提供の充実、介護者の集いの開催、2市が提供する家族介護を支援する事業を必要な方に届ける家族介護支援事業を実施しております。

就労していない介護者は、介護が中心の生活になりがちで、介護に関する不安やストレス、悩みといったことを発散する機会が少ない環境にあられることも予想されます。そのような方々にも同じように家族介護者への心身の健康維持や充実も含めた支援が届くように、今後も取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

中島雅代議員。

○中島雅代議員

ありがとうございます。先ほどもおっしゃっていただきましたけども、就労していない家族の負担というのはどうしても問題が見えにくくなって家族だけで抱えるということにもなりかねませんので、こちらでも十分スポットを当てていただけたらなと思います。

それから、先ほど答弁の中でも介護者の集いを開催しているということがありましたけども、こちらの人数ですとか内容をお聞かせください。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

委員御質問の介護者の負担についての4点目、介護者の集いの実施状況の御質問につきまして答弁申し上げます。

介護者の集いは、2市が主催しておりますが令和3年度は亀山市が2回開催し、鈴鹿市は新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み開催を見合わせております。

亀山市での実施状況ですが、11月に亀山市社会福祉センターで2回行われており、1回目が10人、2回目が8人参加いただいております。

参加者からは、「有意義な内容であった。」「今後も介護者のリフレッシュのための介護者の集いを開催してほしい。」といったお声をいただいております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

先ほど亀山市で開催していただいた介護者の集いの内容について御説明させていただきます。

1回目につきましては、管理栄養士の方に元気に過ごすための食生活と座談会をしていただいております。2回目につきましては、音楽健康指導士の方が音楽を使って体を動かして介護者の方がリフレッシュしていただくための講演をしていただきまして、その後、座談会も開催していただいております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

中島雅代議員。

○中島雅代議員

内容的には介護者の方の学びであったりとか、リフレッシュであったりということかと思えます。ただ、ちょっと参加されている人数が少ないのかなと思ったんですけども。やっぱり就労していない家族の方が介護をしていると孤立する可能性は高くなっていくのかなというふうに思いますので。当事者同士の方が交流をすることで新しい情報であったりとか考え方ということを得ることができるので、参加の促しのほうをお願いしたいなと思えます。

それから、家族介護者の支援の成果指標として、主な介護者の方は今後も働きながら介護を続けていけそうかという設問で、「問題なく続けていける」「問題はあるが何とか続けていける」と答えた人の合計割合を現状値の76.9%よりも上昇させるというふうにあるんですけども。残りの23%余りの方はどんな理由で介護を続けていけないと考えたのかというところ、その辺りは分かりますでしょうか。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

議員御質問の介護の負担についての5点目、第8期介護保険事業計画の成果指標5、家族介護者の支援についての御質問につきまして答弁申し上げます。

第8期介護保険事業計画で設定しております成果指標の5番目、家族介護者の支援は、本計画を策定する際に実施したアンケート調査の数値を現状値とし、次の第9期介護保険事業計画策定時に実施するアンケート調査でこの数値を上昇させるというものでございます。

まず、アンケート調査の実施方法ですが、在宅介護実態調査として、在宅で要介護1から5の認定を受けている方とその介護者に対して、更新申請の際にアンケートに御協力いただいたものを集計しております。

アンケートの質問は、介護者に対して「今後も働きながら介護を続けていけそうですか」という問いで、選択肢と回答率は、先ほど議員も御紹介いただきましたように、「問題なく続けていける」が19.8%、「問題はあるが何とか続けていける」が57.1%、「続けていくのはやや難しい」が10.8%、「続けていくのにはかなり難しい」が5.2%、「分からない」が7.1%という結果でした。

このうち、「続けていける」と答えた方の合計76.9%を指標の現状値として設定しております。自由記述方式を採用していないことから、この方々の意見については把握しておりません。申し訳ございません。

分析した結果といたしましては、世帯別に見ますと、夫婦のみの世帯では「続けていける」が92.0%と特に高くなっております。また、介護者別に見ると配偶者、子の配偶者、孫の80%以上が「介護を続けていける」と回答しております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

中島雅代議員。

○中島雅代議員

介護者別で配偶者、子の配偶者、それから孫は介護を続けていけるというパーセンテージが高いようなんですけども。そうすると、ほかの関係性に比べて子供が介護者になったときは介護を続けていけないと感じやすいのかなというふうに今ちよっと思ったんですけども。ただ、細かい意見について把握をされていないということだったので、そこにもしかしたら介護者の方の負担の軽減のヒントがあるんじゃないかなというふうに思いますので、今後もし調査をされるときには自由記述というか、その細かい意見について調査項目にさせていただければなというふうに思います。

それから、家族の介護者の支援というものの充実というのは、結局は介護をされる側への負担というものの軽減につながっていくというふうに思いますので、そのニーズの把握であったりとか、それからサービスの周知というところをお願いしたいと思います。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（山口善之 議員）

これにて中島雅代議員の一般質問を終わります。

高橋議員。

○高橋さつき議員

高橋さつきです。通告に従いまして一般質問を大きく2つさせていただきます。

よろしくお願いします。

介護認定調査の今後について質問いたします。

こちらは、先ほど市川昇議員の質問とかぶるところはありますが改めて質問をさせていただきます。

まず、現状と今年度の対応についてお伺いします。介護認定調査の今の体制のほうをお聞きしたいのですが、認定の調査員の人数。先ほど教えていただきましたがそちらのほうと、待機者数とあと調査までの期間、調査からまたここから認定とか本人さんの手元に届くまでが時間があると思うんですけど、そういった本人さんのもとに認定が届くまでの期間など、そういった形を教えてくださいませんか。お願いします。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

私からは、まず高橋議員の介護認定調査の現在の進行状況と今年度の対応についての御質問につきまして答弁申し上げます。

先ほど市川昇議員の一般質問の際に答弁させていただきました内容と重なる部分もございますことを御了承いただきたいと思います。

介護認定調査につきましては、新規申請と要支援状態からの申請である介護申請は、保険者である鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課の職員が調査を行っております。また、更新申請同様、介護状態の変更申請は圏域内の居宅介護支援事業所に調査を委託しております。

令和3年度当初からフルタイム会計年度任用職員での雇用をしておりますが、調

査員の家庭の事情や本人の体調不良により退職が相次ぎ、調査実施数の減により介護認定調査の遅れが出てしまい、調査対象者の皆様またその御家族、主治医、ケアマネジャー関係者の方々に多大な御心配、御迷惑をおかけしている状況となっております。

今年度4月以降、介護保険課内の保健師、看護師、社会福祉士等の有資格者の認定グループの異動、課内職員の新たな調査員の育成、新しいフルタイム会計年度任用職員の調査員の採用によりまして、さらなる調査件数の数を目指し遅延の解決に取り組んでおります。

先ほども申しましたように、今年度10名であった調査員の数が今13名となっております。一番長く待っていただいた際には、先ほど言わせていただいたように3か月ほど調査までお待ちいただいておりますが、今は8月20日頃に申請いただいた方の調査に行っておりますので、それから認定調査の審査会を開くまでに少しスパンがありますので、今待っていただくのは今まで3か月ほどかかっておったんですが、徐々にその期間が縮小されているような状況でおります。

待機者人数につきましては、課長から説明をさせていただきます。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

待機者数でございますが、実際にはやはり今年度5月ぐらいが一番待っていただいております、その当方で800名を超える方が待機者数でおったんですけれども。この9月末現在で、この数は今500名となっております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

ありがとうございます。会計年度任用職員のフルタイムの方が13人に採用を増やしてもらって頑張ってもらっているということなんですけど、原則は1カ月の間に認定なんですよね。それを、今ずっと思ってたんですけど、申請から調査までの3

か月半ほどかかっていたのが、今10月5日現在で2か月を切ったというふうにあ、早くなった。これはすごい頑張ってもらってとは思ったんです。ですけど、これ、そこからさらにまた認定して、本人さんの手元にそれが届くまではやっぱりもう少しかかるということなので、これはちょっと頑張っていたきたいんですけど。

委託をされるということで、それは来年度の話で。今年度から来年度の4月までに、このまま遅延した状態をお願いするわけにはいかないと思うので、この今の待機者の数をできるだけ減らすためにこういった形でしてもらえるのかということをお聞きします。お願いします。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

議員おっしゃるとおり、今この状態でいいわけではございませんので、これ以上にもっとスピードアップは図ってまいりたいと思います。8月から雇用した会計年度任用職員の方も今ひとり立ちしていただいて、また件数も増やしていただくということになりますので、ほかの正規職員の調査に行っている者に関しても件数を増やして何とか早期の解決を目指してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

ありがとうございます。では、8月から採用された方などがもう自分でできるようになったということと、正規職員の方とも頑張ってもらって来年度に向けてさらなるスピードアップで待機者を減らすようお願いいたします。

次の質問にいかせていただきます。

委託に向けてのスケジュール及び見通しについてなんですが。こちらの委託に向けて進めていくとあるんですが、もう少し詳しくスケジュールとか見通しなどを教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、介護認定調査民間委託に向けたスケジュールについて御説明させていただきます。

今後の委託業者選定等のスケジュールでございますが、本日債務負担行為の補正予算についてお認めいただいたことにより業者選定の準備をこれから進めてまいります。

業者選定につきましては、公募でのプロポーザル方式となります。また、業者決定後、令和5年4月の業務開始までには、その業者の方に三重県の指定市町村事務受託法人の認可を受けていただくことになります。この認可を受けていただく際には、当広域連合事務所の近くに介護認定調査の拠点となります事務所を構えていただくことも条件の1つとなってまいります。委託業者には早急に事務所を構えていただく準備も必要となります。これらの期間も考え、令和5年の4月から委託を開始するためには早急に業者選定の準備を進めていく必要がございます。

四日市市でもプロポーザル形式での業者選定を行っておりますので、参考にさせていただきます業者選定を進めてまいります。

スケジュールといたしましては、以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

ありがとうございます。ということは、何月から何月が目標とかそういう細かなのはまだ何も決まっていない感じになるんですかね。例えば、業者が決まったらここからここまでの間に事務所を構えてもらうのを急いでもらって、ここからは県のほうに申請いただくとか、そういうのはまだ何も決まってない感じなんですかね。すみません。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

すみません。まず、プロポーザルによって業者を選定させていただき、それから打ち合わせをしてという。四日市市でプロポーザル形式で決まった業者様からは、いろいろ内容を参考に聞かせてもらっておるところなんですけれども。何しろプロポーザルが終わらないことにはそこには決定できないということがありまして、まずはプロポーザル。そして、次に事務所を近くにその業者さんに事務所を構えていただいて、何とか令和5年4月から民間委託を開始できるように、この間にスピードアップをしまして契約に持ち込みたいというふうにスケジュールは考えております。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

流れとしては、はい、分かりました。次の質問にいかせていただきます。

委託に伴う会計年度任用職員の処遇についてお伺いします。

来年度の委託後の今の会計年度任用職員の処遇についてお伺いします。先ほどもちょっとお聞きして重なることはあるんですが、本人の希望を確認した上で説明もしてということをお聞きしているんですけれど、もう一回教えてもらっていいですか。お願いします。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

議員御質問の現在雇用しているフルタイムとパートタイムの会計年度任用職員の処遇についての御質問について御答弁申し上げます。先ほどと重なる部分もあるかもしれませんが申し訳ございません。

現在雇用しているフルタイム・パートタイム会計年度任用職員の調査員の今後の処遇についてでございます。現在雇用しています調査員については、業者委託以降は広域連合では雇用しないという方針でございます。業者選定後、全ての調査員

個々に面談を行い、令和5年4月からの介護認定調査業務の考え方等を説明し、本人の希望を確認した上で委託業者での雇用をその業者に依頼していく予定でございます。

それぞれの調査員に思いがあられると思いますので、この雇用によってできる限り不利益が生じないように本人の意向も聞き、また業者様とも待遇の面で話し合いを重ねてまいりたいと思いますので、どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

ありがとうございました。確かに広域連合のほうに来ていただくという形で来てもらって、しかもこちらのほうの都合で辞めていただく形になるので、その辺は本当にしっかり。確かに本人の御希望をとった上でですけど、委託先で雇用していただくということを希望されるのであれば、条件が悪くならないように本当にしっかりお願いをしていただきたいと、依頼をしていただきたと思います。よろしくお願ひします。

2番目のほうにいかせていただきます。保険料の滞納について質問いたします。滞納の理由について質問いたします。介護保険事業状況データ集の6ページのところなんですけど、滞納理由のところに、滞納理由のその他が桁違いに多くて660人。ここが全体の理由の78.7%を占めているんですけど、この内訳についてはどうなっているのかお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、高橋議員の保険料の滞納についての1点目、滞納理由についての御質問につきまして答弁申し上げます。

令和3年度の不納欠損処理状況につきましては、事前に配布いたしました資料の先ほど言っていたいただきました令和3年度介護保険事業状況データ集に掲載させて

いただいております。6ページの令和3年度介護保険料欠損処理状況にありますように、令和3年度の介護保険料の不納欠損処理状況は2,603万8,337円、滞納者数は839人であり、欠損処理に至った原因は全て消滅時効の成立によるものでございます。消滅時効の根拠につきましては、介護保険法第200条第1項の保険料等の徴収する権利は2年を経過したときは時効によって消滅するとの規定によるものでございます。

消滅時効成立後に、住民基本台帳といった公簿等で確認できる内容から、死亡、転出、行方不明、生活保護に対象者の状況を分類し、このいずれにも該当しない方をその他に分類し資料の表を作成しております。

議員御質問のその他に分類した660人の内訳につきまして、賦課徴収事務を委託している2市に確認いたしましたところ、経済的な理由によるものが502人、制度不満によるものが158人という報告を受けています。なお、この分類についても保険料の所得段階が第3段階より低い方、いわゆる住民税非課税世帯の方は経済的な理由に、それ以外の方は制度不満に分類したものでございます。消滅時効成立後に未納者の意思を確認する手段がないことから機械的に分類した結果になっております。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

ありがとうございます。これ、消滅時効の成立後なので未納者の意思を確認する方法がないということで機械的に分類した結果というふうに分かりました。ですけど、ちょっと桁が大き過ぎて結局ここがしっかり分からないことには何も改善にならないのではないかなと思いますので、ちょっとこの辺については次のほうで質問をさせていただきたいと思います。

2つ目の質問にいかせてもらいます。滞納者への対応について質問をいたします。滞納者への取り組みについて、このデータ集の7ページのほうになるんですけど、文書での督促というふうになってますが、電話による督促というところは鈴鹿市ゼロ、亀山5というふうになっているんですけど、こちら、昨年度のデータ集では鈴鹿市88件の電話の督促対応があったのですが、今年はゼロになっている理由とい

うのは教えていただけますか。お願いします。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、2点目の滞納者への対応についての御質問につきまして答弁申し上げます。

保険料のうち65歳以上の方、いわゆる第1号被保険者に対する賦課徴収に関する事務は、事務の能率やそれぞれの実情に応じたきめ細かな対応などを考慮し、両市に対して広域連合の規約に基づき委託をし、事務を実施していただいているところでございます。

次に、介護保険の保険料の納付方法は、年金からの天引きによる特別徴収と、納付書や口座振替により納付していただく普通徴収の2種類があり、約92%が特別徴収で納付していただいております。普通徴収の対象となる方につきましては、年金が年額18万円未満の方、年度途中で65歳になられた方、転入された方などが該当します。また、特別徴収の収納率は100%ですので未収の発生原因は全て普通徴収となっております。

次に、普通徴収の徴収事務の流れですが、対象となられる方には両市から納付のお知らせと共に納付書を送付し、期日までの保険料の納付をお願いしています。期日までに納付が確認できない方については、納期限経過後20日ほどで督促状を発送し、期日を経過しても納付がない旨を連絡し納付について再度お願いしております。督促状を発送しても納付していただけない方に対しては、催告状というものを送付しております。両市では納付書を送付する際に口座振替のお知らせを同封したり、令和3年8月からはコンビニ収納を開始し8か月で3,697件利用していただくなど納付しやすい環境の整備に取り組んでおります。

また、介護保険制度には保険料の滞納者に対して保険給付の制限をすることになっていることから、両市において未納がある方から相談があった場合には、介護保険を使う際に不利益になることを説明し分納の手続などを案内していただいております。

このほか、鈴鹿市では令和3年度において高額滞納者19名分の回収を債権回収対策室へ移管したり、高額滞納者40名の預金口座を調査し、差し押さえを実施したと

の報告を受けております。

次に、電話による督促が鈴鹿市では令和2年度に88件であったものが令和3年度にはゼロ件になっている件についてでございますが、鈴鹿市に確認したところ、昨年度までは電話で相談があった件数を集計していたものですが、電話による督促を実施していないため今回ゼロ件に改めたとのことございました。また、亀山市にも確認したところ、滞納者に対して電話による督促は実施していないということで、両市とも電話や訪問による督促は実施していないとのことでしたので、資料の集計方法については今後検討をしてみたいと思います。

両市とは賦課徴収の担当者が協議する場として定期的に賦課徴収会議というものを開催しておりますが、今後はこの会議において、それぞれのよい取り組み事例を情報交換することでよりきめ細かな徴収事務に資するよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

ありがとうございます。去年と今年との電話による督促という欄の集計方法が違ったということですかね。理解をしました。

こちらからは電話も訪問もしていないということで、通知書とか督促状とかそういうのを見てかけてきてくれる方々だと思うんですけど、そういった方々の件数とか、そこでは対話になっていると思うのでどういった理由で、その電話の内容などを分かるようでしたら、滞納した理由とかそういうものの傾向が分かれば教えていただきたいんですけど、よろしくお願いします。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

こちらにつきましては、そちらの理由については把握できておりません。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

すみません。把握できてないということなんですけど、先ほどの2年たってしまって消滅時効成立後で理由意思とかを確認する手段がなくて、その方が660人もおられるということでしたら、やっぱりこのつながった方々でもそういった理由をある程度は把握しないと全然改善が、どういったことで困られておるのか。

ちょっとすみません。これは私、お聞きしたんですけど、「段階が変わって金額が変わったので何で。」ってかかってきた電話もあるというふうにお聞きしてますし、「やっぱり生活が困っている。払うのに困っている。」というお電話もあると。制度不満という方も確かにおられるとは思いますが。そういった内容の方々の調査をしないと、傾向も何も分からないというのではこのままこの数は変わらず78%のままずっと続いてってしまうのではないかなと思うので。もうちょっとそういった形も調べていただければと。暮らしの状況をどんなに困ってみえるのかとか、そういう生活状況を調べていただきたいなと思います。

あと、すみません、先ほど水谷議員のときの質問にもございましたが、給付の制限を受けておられる方々の人数が分かれば教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

再度の御質問につきまして答弁申し上げます。

介護保険は、被保険者が相互に保険料を負担し合うという社会保障制度の考えによって成り立っております。保険料を滞納している方に対しては、滞納していない方と同じように保険給付を受け続けることは全体の保険料の納付意欲を減反させることにつながるおそれあることから、被保険者間の公平を図るため保険給付の制限が決められております。

この保険給付の制限の令和3年度の決定件数でございますが、サービスを利用し

た際に一旦全額を納付していただく給付の償還払い化というものが10件、負担の割合が増加する保険給付の減額というのが26件でございました。

対象者を事前に調べ個別に対応することにつきましては、現在も保険料の未納のある方に対しては督促や催告に加えて未納のお知らせ等を送付し、その中では未納者にはこういう保険給付が制限されることをお知らせをいたしております。また、お電話をいただいた際には、このようなことがあるということも御説明をさせていただいております。

まずは、全ての家庭に保険料を納めていただけるよう、収納率の向上に両市と協力して取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

高橋さつき議員。

○高橋さつき議員

ありがとうございます。全額償還払いの方が10人で、負担割合が変わってしまうとか増えちゃう方が26人とお聞きしました。

全ての方に理解をしっかりとってもらって払ってもらう。そのためには、本当に生活状況とかしっかりこちらからも知らせてもらって分からないとだめなので、電話によることができない、督促訪問ができないのであれば、つながった方がせっかくかけてきてくれた方々だけでもしっかり調査をしていただきたいとお願いします。暮らしの状況を掴んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（山口善之 議員）

これにて、高橋さつき議員の一般質問を終わります。

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

福沢美由紀です。一般質問、通告に従いさせていただきます。

私、亀山に限定したことですけれども市民アンケートを先般からとらせていただいた中で、福祉施策の要望ということで項目中に60歳以上の方の要望の第1位が介

護をしている家族の負担軽減だったんですね。亀山市の市議会の中でも、こういうことに対する助けになる情報提供を市内でもするべきではないかという質問をしたところなんですけれども。やはり本丸である広域連合の中でも、介護をされている方の負担軽減になる情報をというところで今回の質問にあげさせていただきました。

やはり一番分かりやすいのが、この「あったかいね！介護保険」という表紙が字も大きくて多分高齢者が見られるということも想定した中で介護保険の流れが説明されるパンフレットになっております。こういう中に、そういう負担軽減のいろいろな情報を入れ込むということがどこまでできるのか私も分かりませんが、そういう考え方についてどのようにお考えなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

事務局長。

○事務局長（真置寿子 君）

それでは、福沢美由副議員の「あったかいね！介護保険」の改善についての御質問につきまして答弁申し上げます。

「あったかいね！介護保険」は、平成24年度から介護保険制度についての基本的な情報や一般的なサービスについて、広く多くの皆様に知っていただくことを目的として作成している冊子でございます。令和4年度は、33ページの冊子を6,000部作成し、広域連合の窓口だけでなく鈴鹿市、亀山市や包括支援センター管内の介護保険事業所に配布し活用していただいております。

各配布先では介護保険についての相談があった場合に、まずはこの「あったかいね！介護保険」の冊子をお渡しして制度の概要を説明すると、介護保険について知っていただく入り口として広く活用していただいているところでございます。

このほか、情報発信として広域連合広報を年3回発行するとともに、ホームページで介護保険に関する様々な情報を発信するなど広報に努めているところでございます。

介護保険制度は、介護認定の程度によって使えるサービスの種類や量が異なることから、ケアマネジャーが作成したケアプランに基づいてサービスを利用する制度になっており、サービスについての相談は包括支援センターやケアマネジャーにさせていただくことを想定しております。

さらに、おむつの配布といった介護保険以外の福祉サービスにつきましては、両市それぞれで制度が異なっている状況でございます。このような介護保険制度の詳細や両市の福祉サービスに関する情報を広く網羅した冊子になりますと、ページは増加するとともに、作成費用も高くなりこれまでのように広く多くの皆様に配布することができなくなり作成の目的を達成できなくなるおそれがございます。

一方で、議員御指摘のように詳細な制度に関する情報を知りたい方がおられることも想定されますことから、詳細な情報を提供しているホームページと「あったかいね！介護保険」の冊子をつなげる工夫としまして、例えば冊子にQRコードを表示し広域連合と両市のホームページにアクセスでき、さらに知りたいことを調べていただけるように対応できるよう、その方法について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

家族の介護をする家族の負担軽減の情報が必要だということはお認めになったように思います。いろいろな方法はあるかと思うんですけれども、まず6,000部ぐらい冊子を作ってもらいますが、3期ありますので1年に2,000ぐらいなのかな、普通に3つで割ったとしても。認定された方だけに渡すんじゃなくて、相談をされた方にも渡すということの中で、このまず冊数が足りているのかどうかということを改めて。期の最後になって足らなくなってきたりはしてないんでしょうか。そこを確認しておきたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

昨年度、令和3年度につきましては5,000部印刷しております。ただ、包括が増えたこともございますので今年度は6,000部に増冊したところでございます。今はまだ配って今もまだどんどんくださいという事業所もみえますので、まだお渡しでき

ている状態でございます。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

ありがとうございます。今後、また3年間の中で見ていきたいと思えます。

それで、ここに入り切るかどうか分からない、QRコードなども活用してというお話がありました。一体どういう情報が必要なのかということですね。例えば、先ほど滞納のお話がありましたけれども、この中に例えばあなたはどのようにして幾らの保険料を払わなくちゃいけないで、どうして何割の負担がかかっている、もしこれがこれだけ滞納したらこんなふうになりますよということがきちんと分かっていたら、それはそれで行く行くの負担軽減にもつながっていくんだらうなと思ったので、そこら辺はきちんと書いておくべきだらうなと思えますし。あと、払えなくなったときの減免ですとか、相談ができますよということも含めてきちんとしておくべきなのだらうなと思えました。

介護保険の中でも申請を自分で探して申請しなくちゃいけない制度と、あなたはこれに当たりますよということで申請書が個別にくる制度と、それと例えば保険料の低所得者の軽減のようにこちらから何かしなくともしていただけるとか、いろいろながありますね。そういうのについてやっぱり漏れていくというのはわざわざ申請しなくちゃいけないところだと思えます。

例えば、どうして滞納するのか分からないということですが、やはり困窮というのは大きいんだらうなと。それは想定されていますので、そういう方に対してどういう情報を入れるか入らないかは分かりませんが、どういう情報が必要かということでもどのように認識されているのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

御意見いただきありがとうございます。福祉も様々な制度がございます。その詳細についてやっぱり御本人さん以外の家族の方の情報としてもやっぱり必要ということはあると思いますので、いろんな家族の形があるところからいろいろな情報を入れさせていただきたいと考えますが。

あと、鈴鹿市・亀山市の2市でも取り扱いが違うというものもありますので、その辺りも分かっていたいただきやすく情報を掲載というのも工夫しなければならないものと考えております。

また、情報としましても先ほど答弁の中でもありましたが、高齢者の福祉のことでもおむつの支給であるとか、訪問理容のことの情報も市のホームページに載ってところでそちらに結びついていけばと思います。

また、圏域内の入所施設の情報であるとか、あと高齢者福祉以外にも障害者福祉の面でも、例えば身体障害者の手帳であるとか、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報とか、あと障害者の福祉タクシーの情報、そのほかにも先ほどの生活困窮者等も言われておったところがございますが、生活保護に関する情報や社会福祉協議会等で相談できる生活福祉基金、こちらの貸付けなどに関する情報もリンクしていければ、いろいろな情報が必要な御家族もあると考えることから、福祉全般の状況が何とか情報を整理して知らなかったから利用できなかったということは福祉としてはやっぱりなくしていかなければならないことだと考えておりますので、今後、掲載内容については考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口善之 議員）

福沢美由紀議員。

○福沢美由紀議員

ありがとうございます。まず、私1つ、本当に小さいんですけども、この介護保険の中で本当にわずかなんですけど、社会福祉法人による生計困難者に対する介護保険のサービスにかかる利用者負担軽減措置というのがありますね。例えば、社会福祉法人みんながやっているわけじゃなくて手を挙げている社会福祉法人だけですけども、その法人が軽減措置をしたところに対して広域連合が若干補助していると思うんですけどね。そういうのってなかなか知らなくて、本当にわずかでも困っている人は大変使えたら喜んでおられたということがあるんです。

どこの福祉法人がこれをやっているかというのをつぶさにこういうところに書けないかもしれませんが、毎年毎年変わりますし。そういう制度があるということとはやはりきちんと伝えていただきたいし、ケアマネジャーがみんな知っているかというところというわけではないので、そこを補完するのが広域連合の仕事なのかなというのは。たまたまの例でこの広域連合の決算の中でも、予算・決算の中でも一応手をちゃんと出してくれはってるところは言っていたらいいなと思います。

障害者のことも言っていました。本当に障害者手帳があるだけでNHKの受信料がただになったりとか、いろいろなメリットもありますし、そういうことで生活全般が楽になるということもあると思いますし。

あと、65歳になったときに、障害者と介護ということによって介護優先でしてくださいよっていうことになってますね。65歳問題がありますけども。でも、やっぱり介護独特のサービスというのがあるので、それを介護保険の中で使えないときにはそういうものも使っていけるということとか、そういうことについてもなかなか65歳問題、とても分からないなと思ってます。

一番大きいのが、特別障害者手当の周知をしていただきたいということです。所得制限はありますけれども、主に介護4から5の方、きちんと認定されれば月に2万7,350円でしたかな、月々手当が出るというものですけれども。障害者に対するものだけでも、介護の4・5の方についても該当してくることがあるよということですか。

あと、障害者控除の個人通知は亀山は既にしてますけども、鈴鹿市さんがどうなのか分かりませんが。それも個人通知があるかないかで随分と控除が違ってきます。家族の助かり方が違います。本当にきめ細かにいろいろな横ぐしを刺した部署の中で、介護をする家族を助けるということをやってほしいと、それを分かるように冊子の中にQRコード活用でもいいので、ぜひとも分かりやすい冊子にしていただきたいと思います。所感があればお願いしたいと思います。

○議長（山口善之 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（中条裕 君）

ありがとうございます。先ほどの議員がおっしゃったようにいろんな制度を、福祉と一言で言ってもいろんな制度がございますので、それを分かりやすくというの

がなかなか情報量も多くなるとどうしても探しにくいと活用していただけないことになってしまいますので。その辺りを整理しながら記載については考えてまいりたいと思います。御意見ありがとうございます。

○議長（山口善之 議員）

これにて福沢美由紀議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和4年10月鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時30分 閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和4年10月5日

鈴鹿亀山地区広域連合議会議長 山口 善之

議員（2番） 市川 昇

議員（9番） 水谷 進